

アンケート調査の総括

・地方自治体のエネルギー政策推進上の課題

「エネルギー基本計画」において、地方自治体はエネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を策定・実施すること、特に地域の創意工夫を活かした新エネルギーの導入等、エネルギー供給対策を推進する上で独自の役割を果たすのみならず、エネルギー需要対策上でも、自ら率先して省エネルギーに取り組むほか、所要のビジョンの提示、交通流対策やまちづくり、住民との連携等を通じて極めて重要な役割を果たすことが求められている。

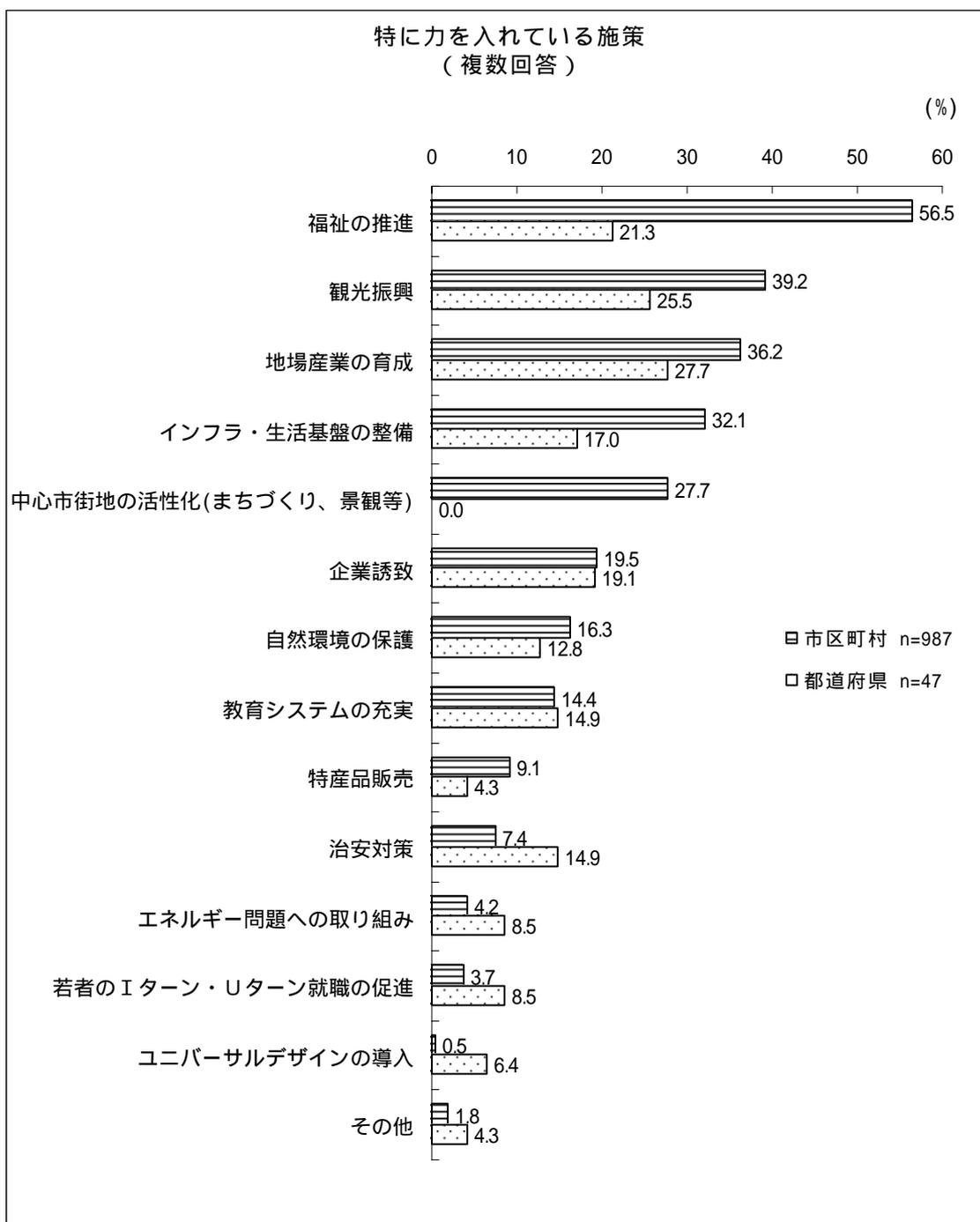
しかし、アンケート結果からは、地方自治体において「エネルギー問題への取り組み」は、他の政策に比べて力を特に入れている施策とは言えない。また、特に市区町村レベルでは「エネルギー基本計画」の内容の認知度が低い。

自由記述では、「エネルギーの確保は国の存亡につながる重大事なので、国がしっかりした方針を立て、施策を進めていく必要がある」「新エネルギーの導入促進や省エネルギー対策に関しても、国が本腰を入れて進めること」「地方分権と言われるが、この件に関しては、中央の強力な指導力が必要ではないか」「自治体の財政状況は極めて厳しい状況である。しかし、エネルギー関連施策は重要な施策と認識している。幅広い施策に対する国の支援をお願いしたい」等の意見が見られる。

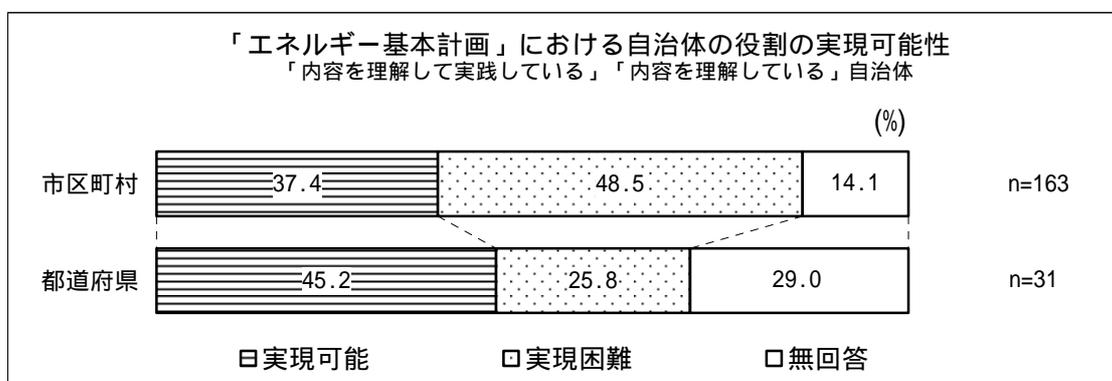
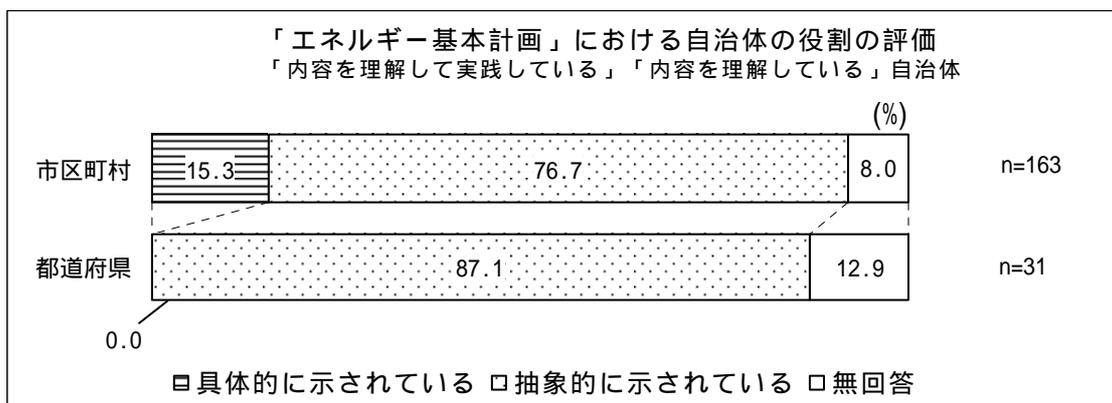
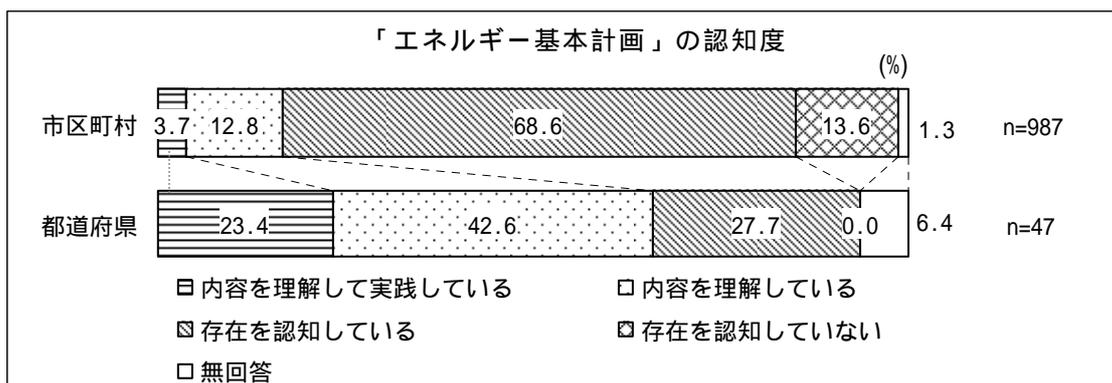
調査したアンケート結果の重要部分についてまとめると以下の通りとなる。

エネルギー政策は特に力を入れている施策と位置づけられず、「エネルギー基本計画」の内容の認知度は高くない

自治体にとって特に力を入れている施策は、都道府県・市区町村ともに、「福祉の推進」「観光振興」「地場産業の育成」である。「エネルギー問題への取り組み」は、必ずしも力を入れている施策として位置づけられているわけではない。特に市区町村レベルではその傾向が強い。

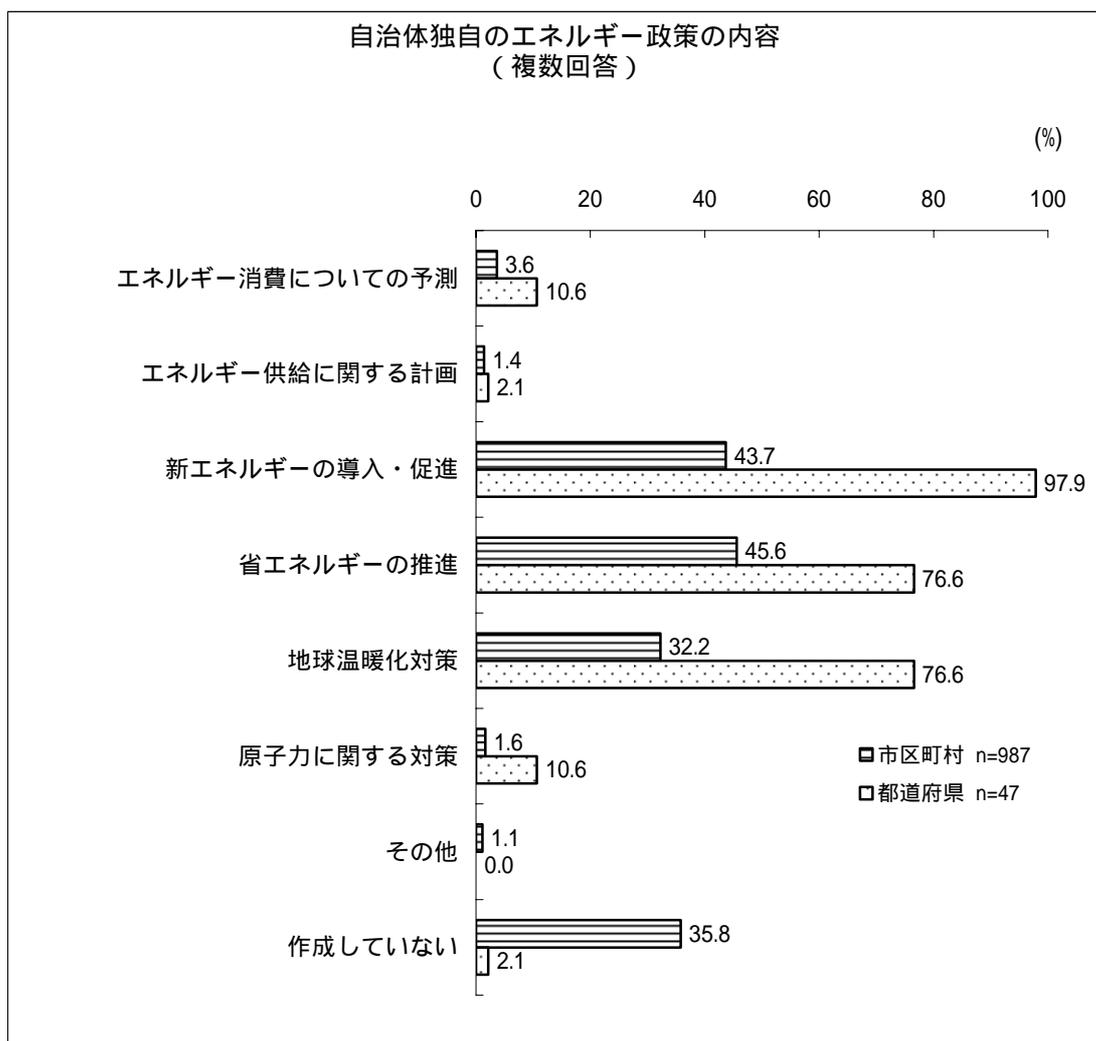


「エネルギー基本計画」の認知度について、「基本計画」の「内容を理解して実践している」「内容を理解している」と答えた自治体は、都道府県で66.0%、市区町村で16.5%である。内容を理解している自治体でも、「基本計画」にある「自治体の役割」については「抽象的である」と評価している（都道府県87.1%、市区町村76.7%）。また、市区町村では、約半数（48.5%）が「エネルギー基本計画」における「自治体の役割」は「実現困難」と判断している。



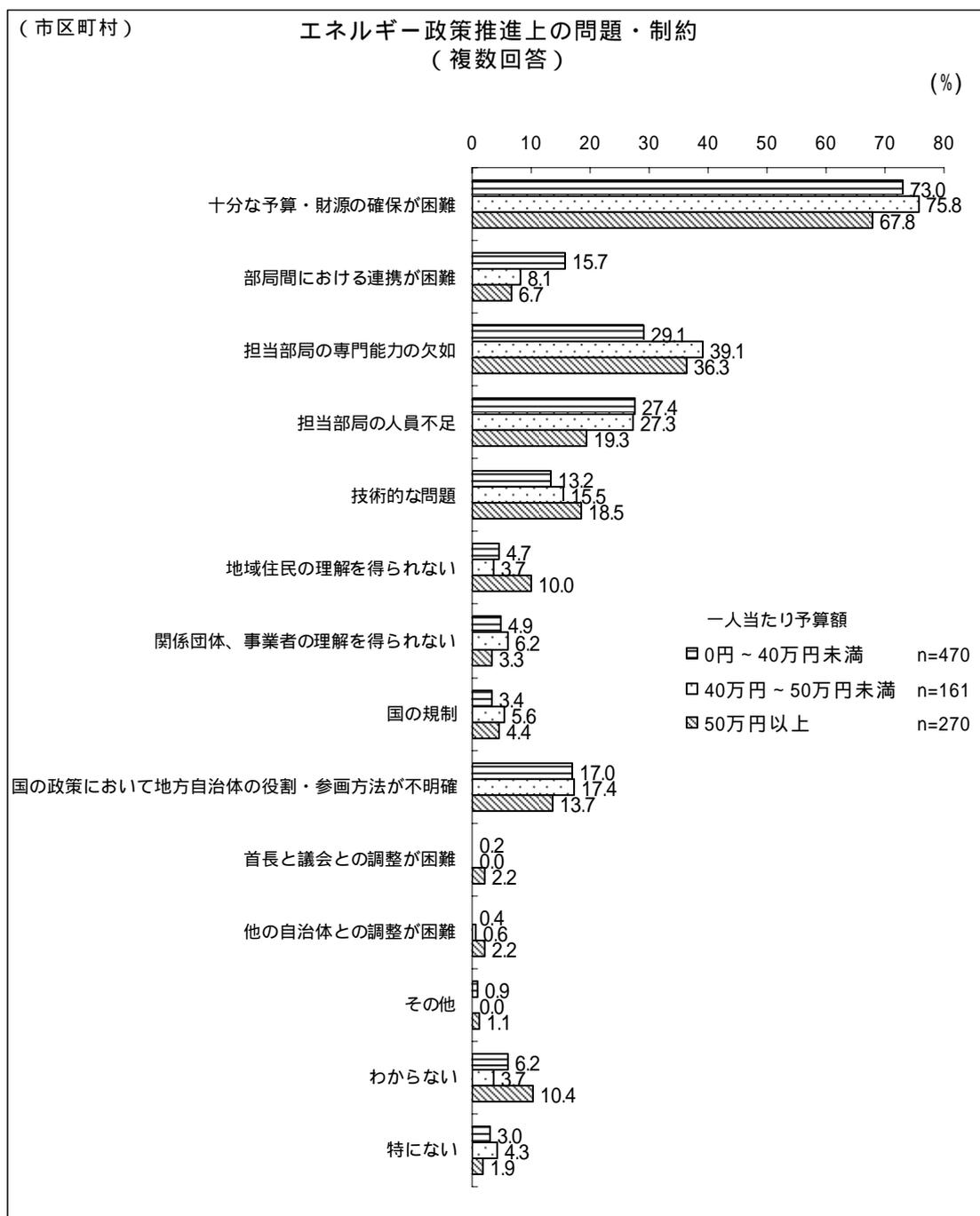
自治体独自のエネルギー政策の主な内容は、「新エネルギーの導入・促進」「省エネルギーの推進」「地球温暖化対策」の三つである

都道府県・市区町村ともに、独自のエネルギー政策として、主に「新エネルギーの導入・促進」「省エネルギーの推進」「地球温暖化対策」に関するものを作成している。しかしながら、それらの目標を達成するための「エネルギー消費についての予測」「エネルギー供給に関する計画」については、ほとんど検討されていない。エネルギー政策を「作成していない」という自治体も、市区町村ではその割合が35.8%と高い。



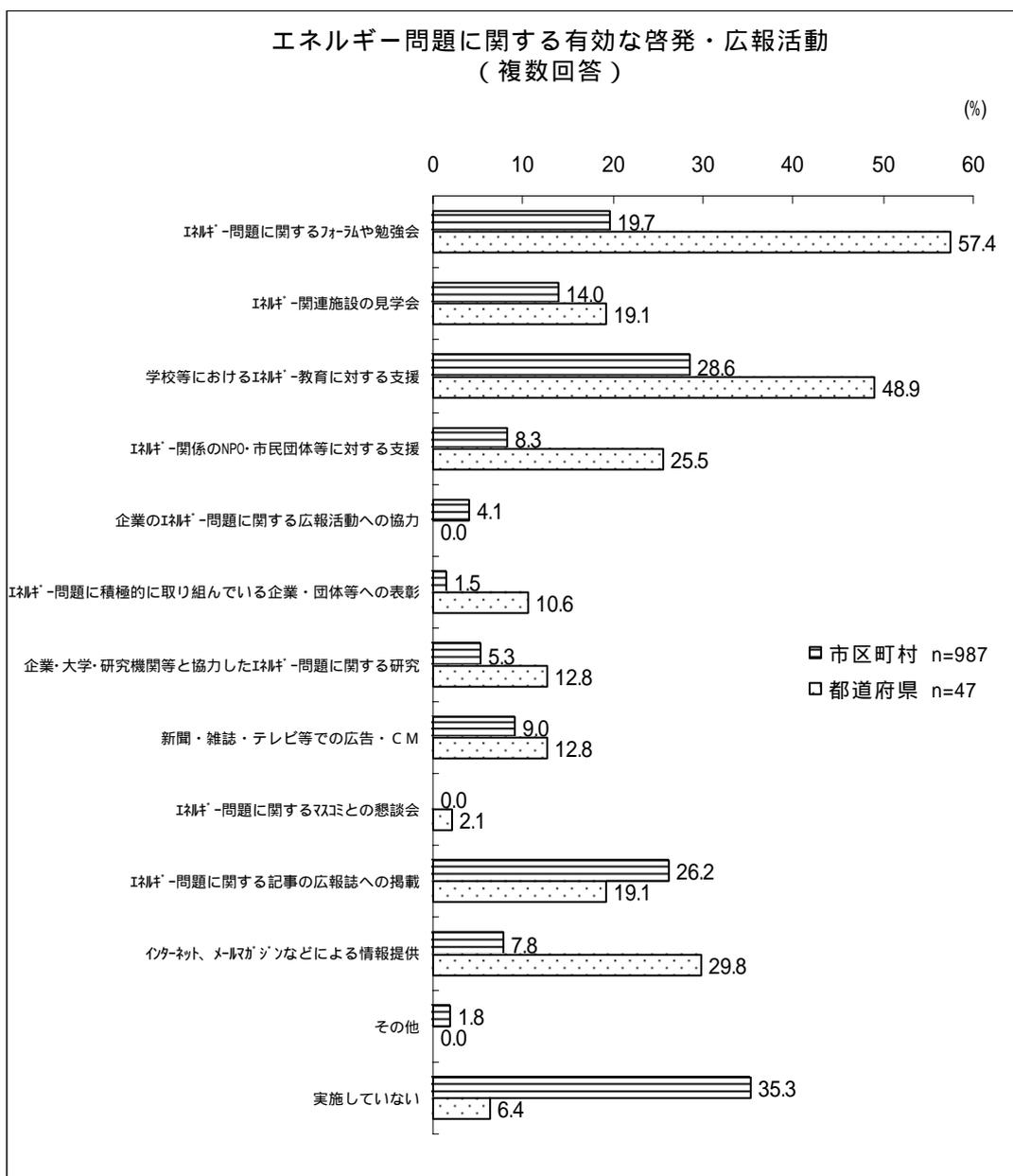
エネルギー政策を推進する上での特に重要な問題および制約は、主に「十分な予算・財源の確保が困難」と「担当部局の専門能力の欠如」である

市区町村では、エネルギー政策を推進する上での特に重要な問題・制約として、主に「十分な予算・財源の確保が困難」「担当部局の専門能力の欠如」を挙げている。この傾向には、自治体の予算規模（住民一人当たり予算額）による違いはほとんど見られない。



エネルギー問題の理解促進のための有効な啓発・広報活動は、主に「エネルギー問題に関するフォーラムや勉強会」と「学校等におけるエネルギー教育に対する支援」である

エネルギー問題に関する有効な啓発・広報活動については、都道府県・市区町村ともに「学校等におけるエネルギー教育に対する支援」に効果があると考えられている。また、都道府県では「エネルギー問題に関するフォーラムや勉強会」が最も多く、ほかに「インターネット、メールマガジンなどによる情報提供」「エネルギー関係の NPO・市民団体等に対する支援」が挙げられている。一方、市区町村では「実施していない」が 35.3%と多いが、「エネルギー問題に関する記事の広報誌への掲載」「フォーラムや勉強会」も挙げられている。



・新エネルギー・省エネルギー政策の地域密着型開発・活用

「エネルギー基本計画」では、「新エネルギーの導入・普及には、コスト低減や性能向上のための技術開発が必要であり、産学官の適切な役割分担の下に、これを効果的に推進する」こと、また、「技術開発と導入支援とを有機的に連携させつつ、新エネルギー機器・システムのコスト削減及び利便性や性能面での向上を図るための技術開発を行う」ことが要請されている。さらに、地球温暖化防止の視点から、「エネルギーの利用に伴って生じる環境負荷の低減のためには、エネルギー消費量の抑制が重要であるとの考え方の下、省エネルギーを通じて、できる限り効用を変えない範囲で最大限のエネルギー消費量の抑制を図る」という基本方針が明記されている。その中で地方自治体には、地域の創意工夫を活かした新エネルギー・省エネルギー推進のための先進的な取り組みを積極的に行うことが期待されている。

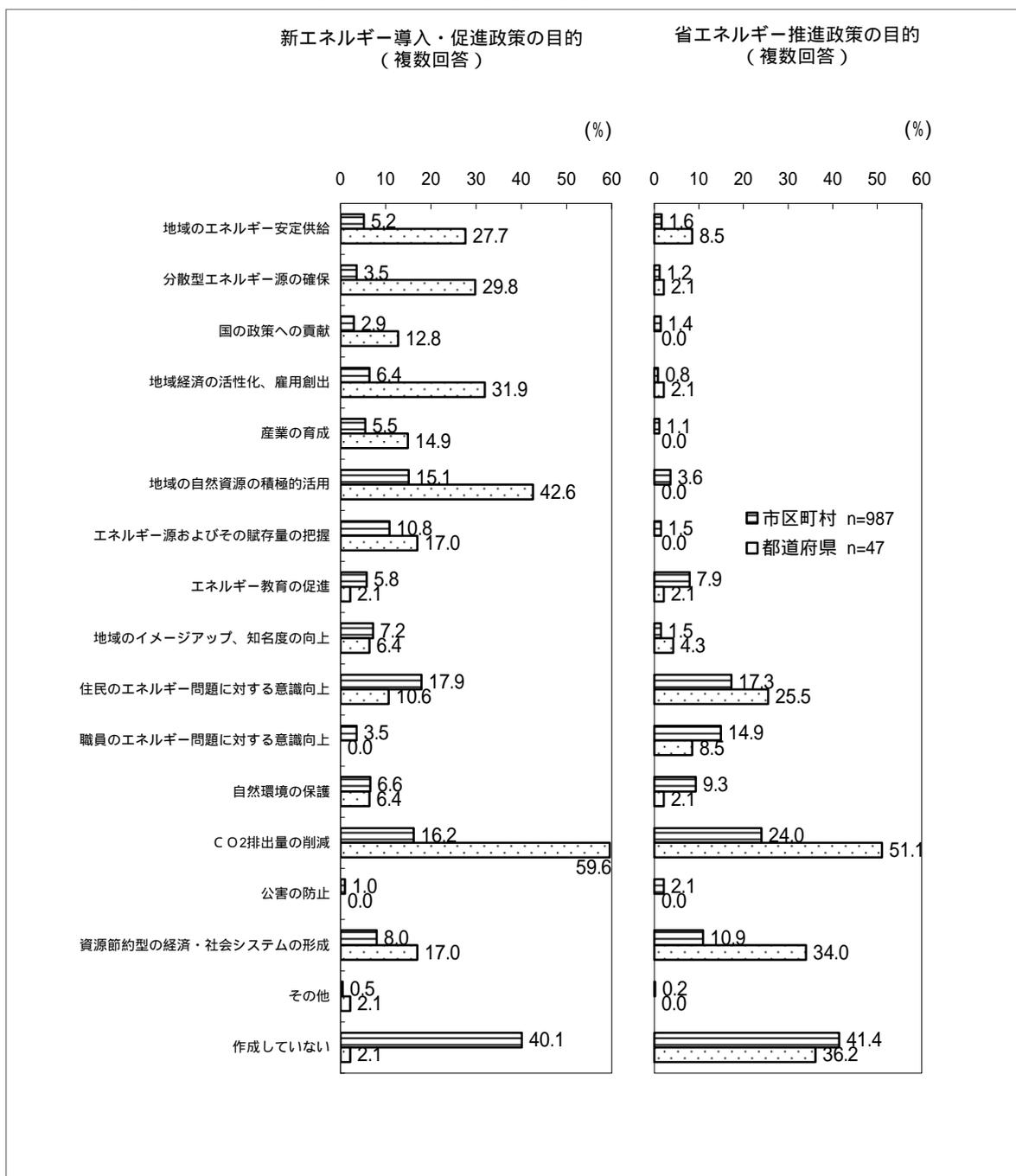
アンケート調査の結果では、自治体における新エネルギーおよび省エネルギー政策は「CO2排出量の削減」が主たる目的になっていることが示されている。しかし、市区町村レベルでは、「新エネルギー導入・促進政策」と「省エネルギー推進政策」を作成していない自治体がそれぞれ4割に上り、都道府県レベルでも、「省エネルギー推進政策」を作成していない自治体が3割を超えている。自由記述でも、新エネルギーへの取り組みに積極的に取り組んでいる自治体がある反面、新エネルギーの推進は国策であるにとらえていて課題が多いとする自治体もあり、その取り組みには、かなりの温度差がある。

具体的な新エネルギーの導入・促進事業として取り組まれているのは、「太陽光発電」「バイオマス発電・熱利用等」「クリーンエネルギー自動車」である。省エネルギー推進事業としては、民生部門では「クール・ビズ着用の促進」、運輸部門では「車のアイドリング・ストップ推進」が積極的に行われている。

新エネルギーと省エネルギーの推進のためには、「十分な予算・財源の確保」のほか、自治体自身の「担当部局の専門能力の欠如、人員不足」「技術的な問題」といった課題もあり、これらに対応し地域振興に結びつけるために、「地域住民の協力」「地元企業や電気事業者、NPO・市民団体との連携」を積極的に進める必要がある。

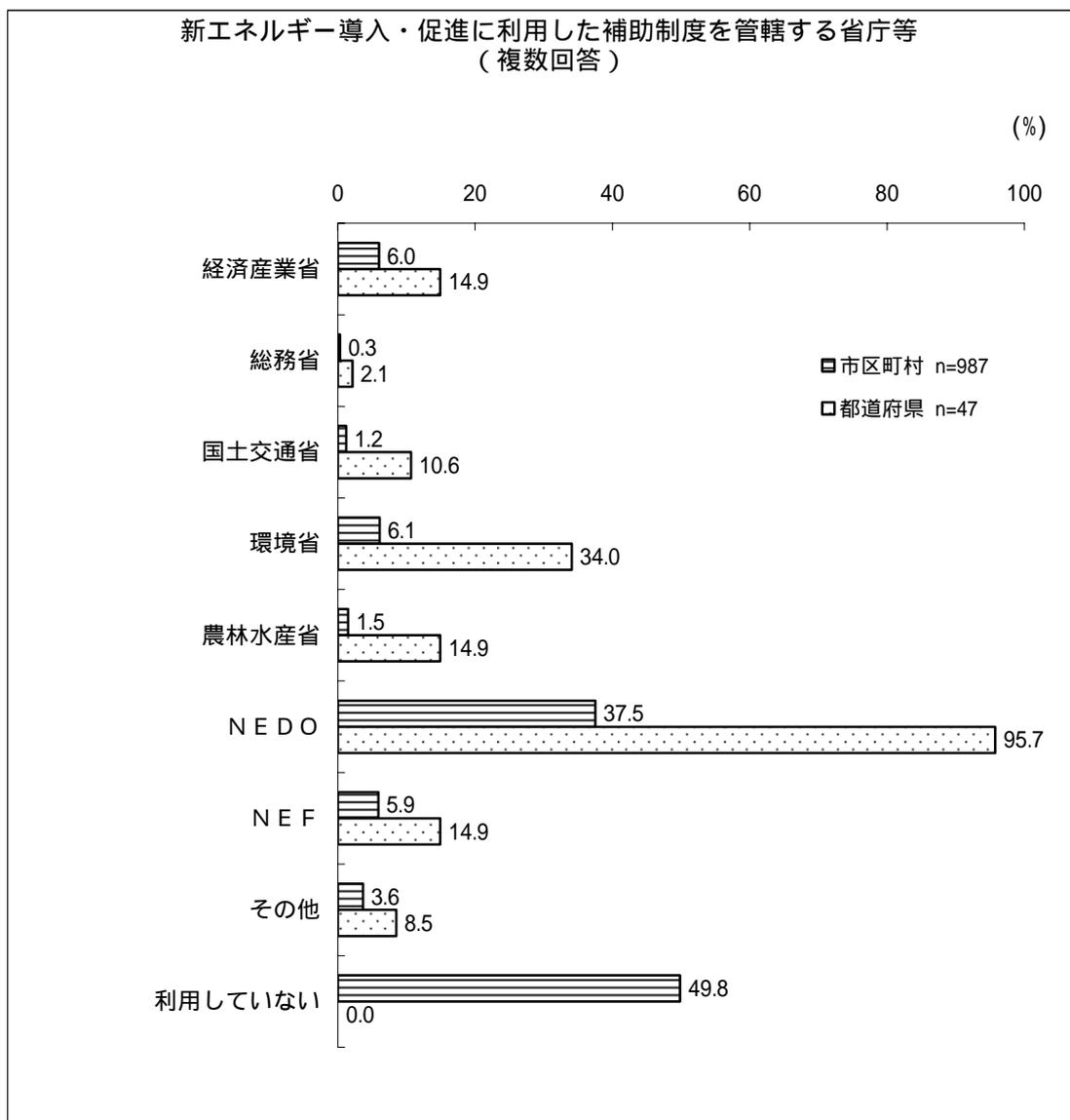
調査したアンケート結果の重要部分についてまとめると以下の通りとなる。

新エネルギー政策・省エネルギー政策の作成は、「CO2 排出量の削減」が主な目的である
 新エネルギー導入・促進政策作成の目的は、都道府県では、主に「CO2 排出量の削減」
 「地域の自然資源の積極的活用」「地域経済の活性化、雇用創出」である。市区町村では
 「作成していない」と答えた割合が多く、目的についての回答にばらつきが見られる。
 省エネルギー推進政策作成の目的は、都道府県・市区町村ともに、「CO2 排出量の削減」
 「住民のエネルギー問題に対する意識向上」「資源節約型の経済・社会システムの形成」
 等が多いが、「作成していない」という回答も大きな割合を占める。

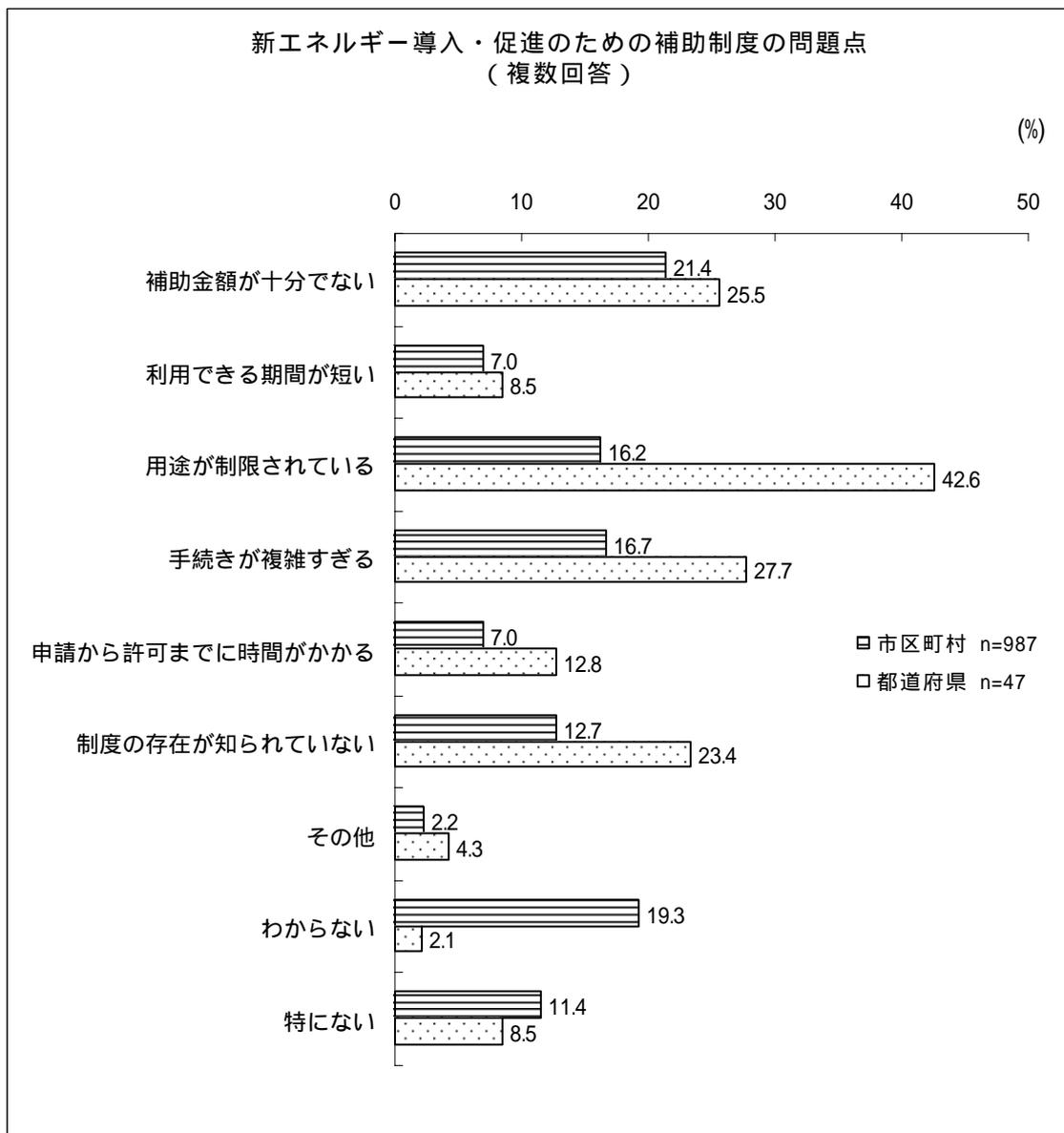


新エネルギー導入・促進には、主に NEDO の補助制度が利用されている

都道府県では、いろいろな関係省庁等の補助制度の中で「NEDO (独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構)」の補助制度を利用している割合が多い。それに対して、市区町村では、補助制度を「利用していない」と答えた割合が多い。

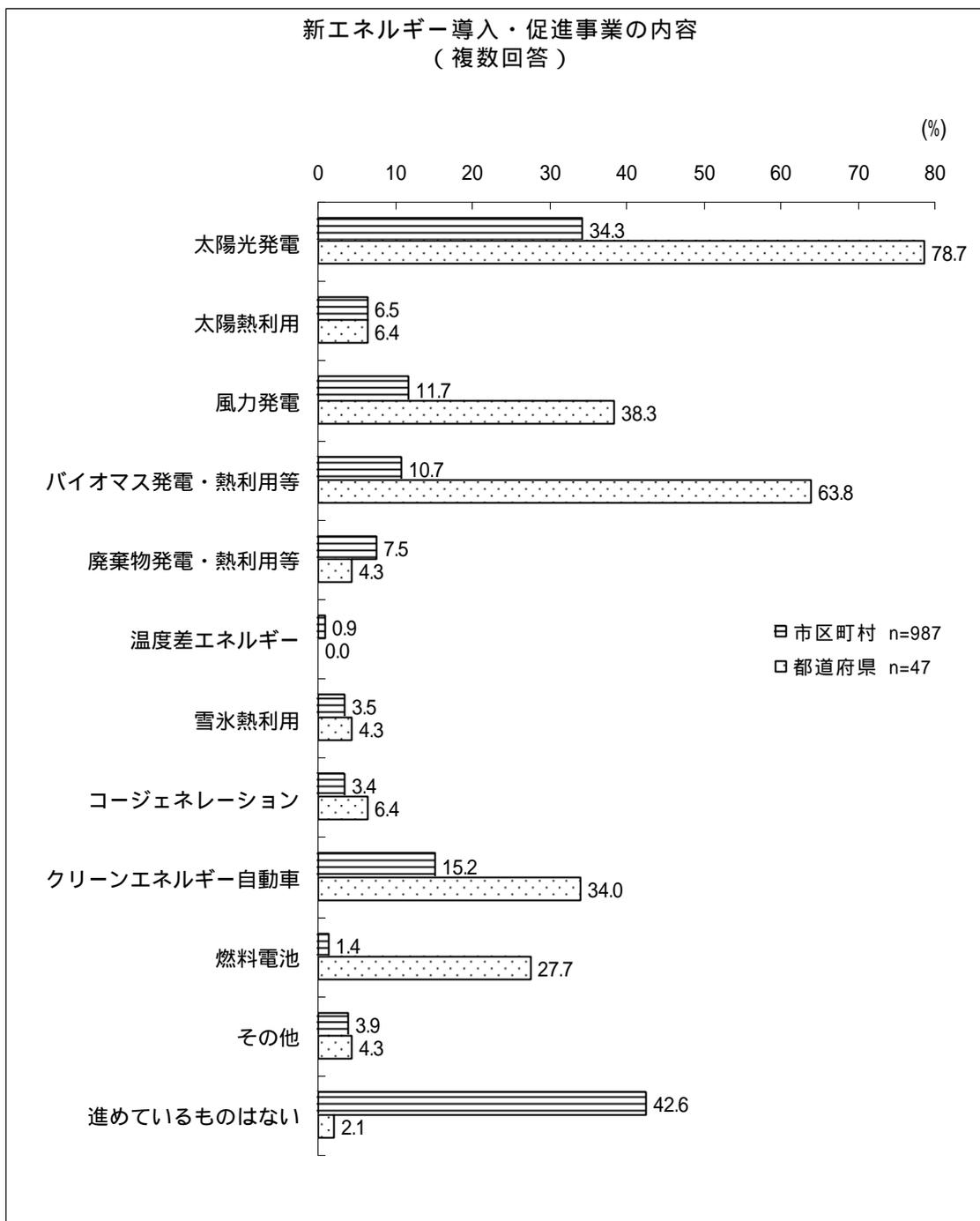


関係省庁等の補助制度の問題点としては、都道府県・市区町村ともに、「用途が制限されている」「手続きが複雑すぎる」「補助金額が十分でない」「制度の存在が知られていない」と答えた割合が多いが、市区町村では「わからない」と答えた割合も多い。



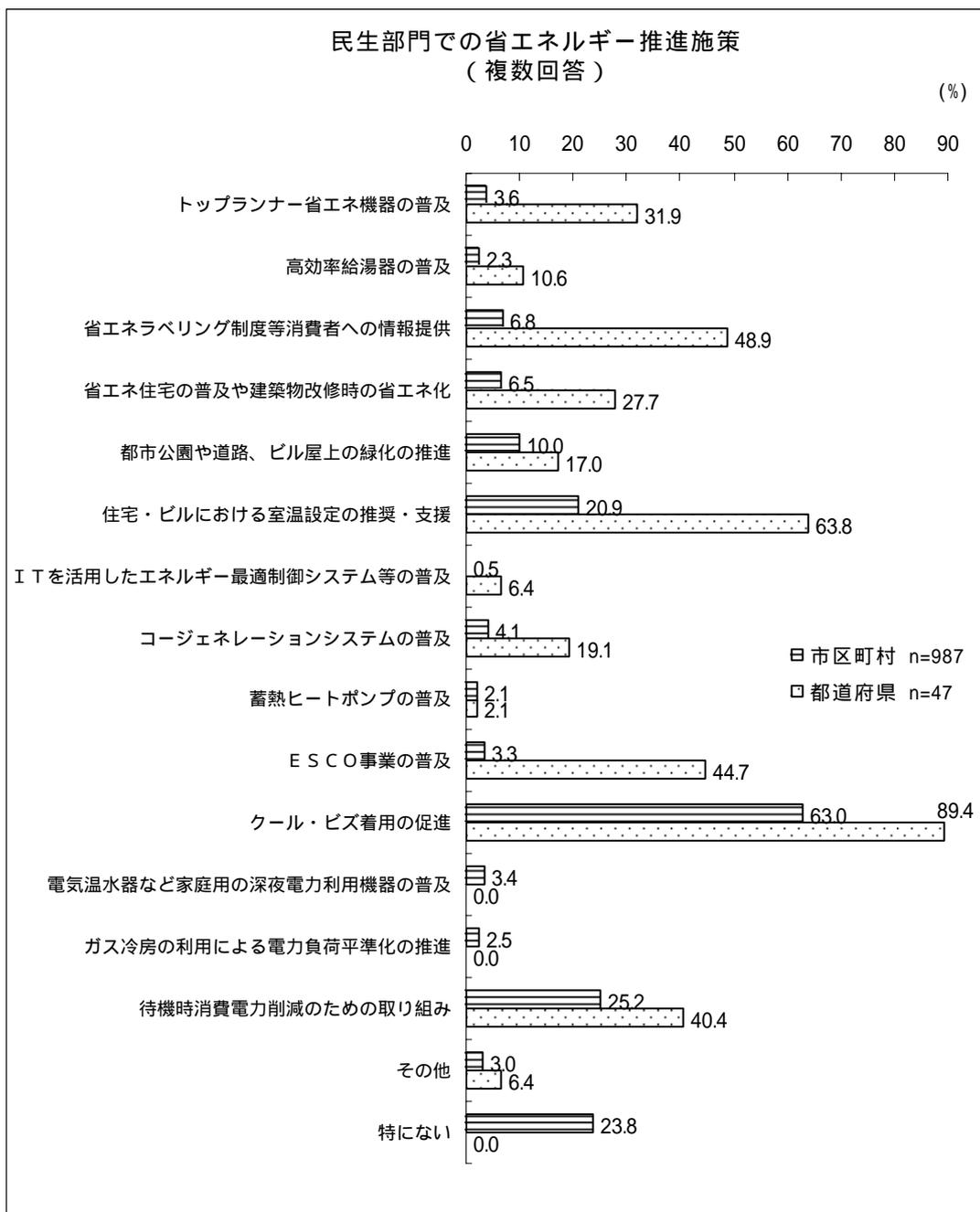
特に重要な新エネルギー施策の主な内容は、都道府県では「太陽光発電」と「バイオマス発電・熱利用等」、市区町村では「太陽光発電」と「クリーンエネルギー自動車」である

都道府県で取り組んでいる新エネルギー事業で特に重要なものは、「太陽光発電」「バイオマス発電・熱利用等」「風力発電」「クリーンエネルギー自動車」である。一方、市区町村では「太陽光発電」「クリーンエネルギー自動車」が挙げられているが、「進めているものはない」と答えた自治体も多い。

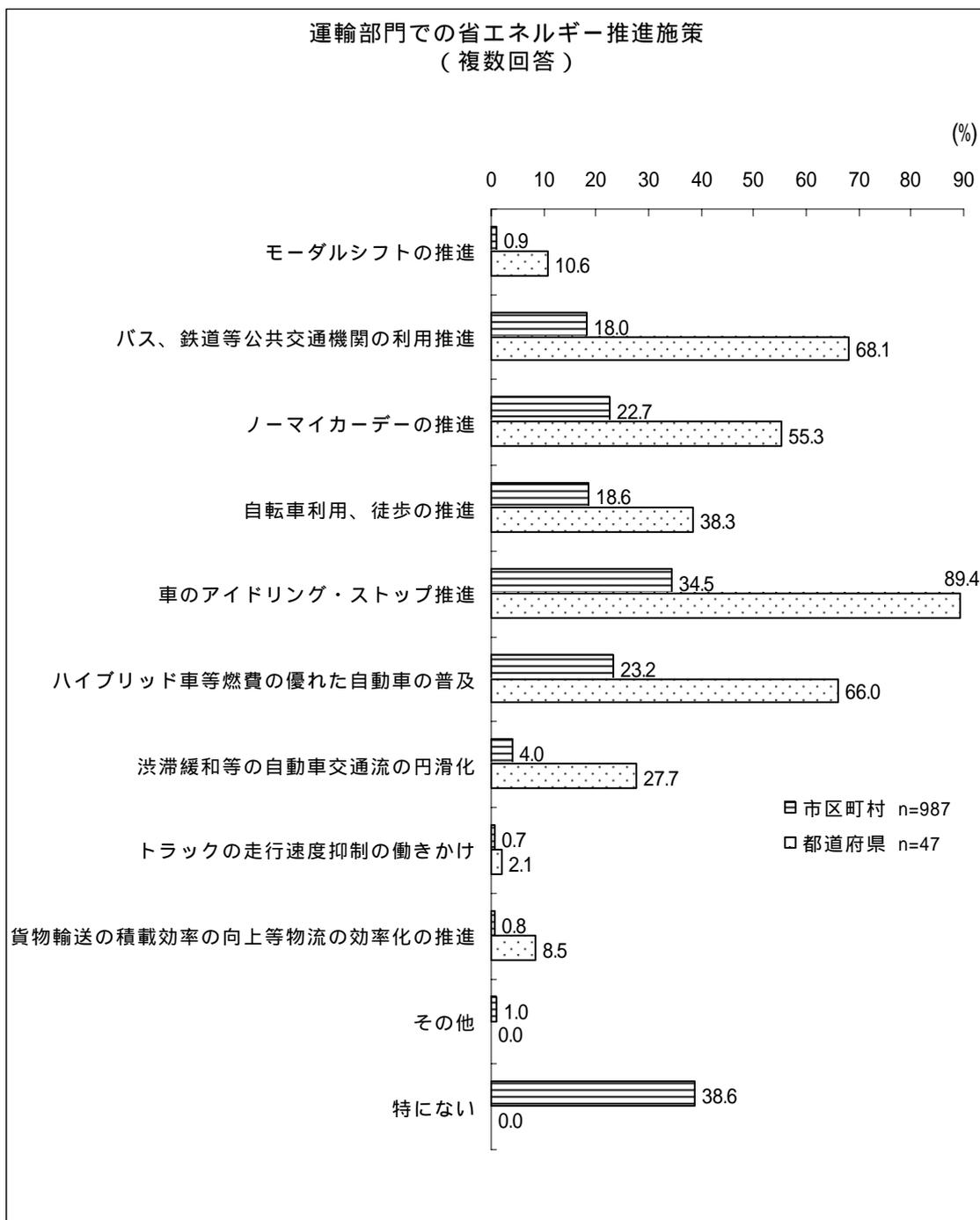


積極的に取り組んでいる省エネルギー施策の主な内容は、民生部門では「クール・ビズ着用の促進」、運輸部門では「車のアイドリング・ストップ推進」である

民生部門で積極的に取り組んでいる省エネルギー施策については、都道府県では「クール・ビズ着用の促進」「住宅・ビルにおける室温設定の推奨・支援」「省エネラベリング制度等消費者への情報提供」「ESCO事業の普及」と答えた割合が大きい。それに対して、市区町村では「クール・ビズ着用の促進」の次に「待機時消費電力削減のための取り組み」「住宅・ビルにおける室温設定の推奨・支援」が続く。

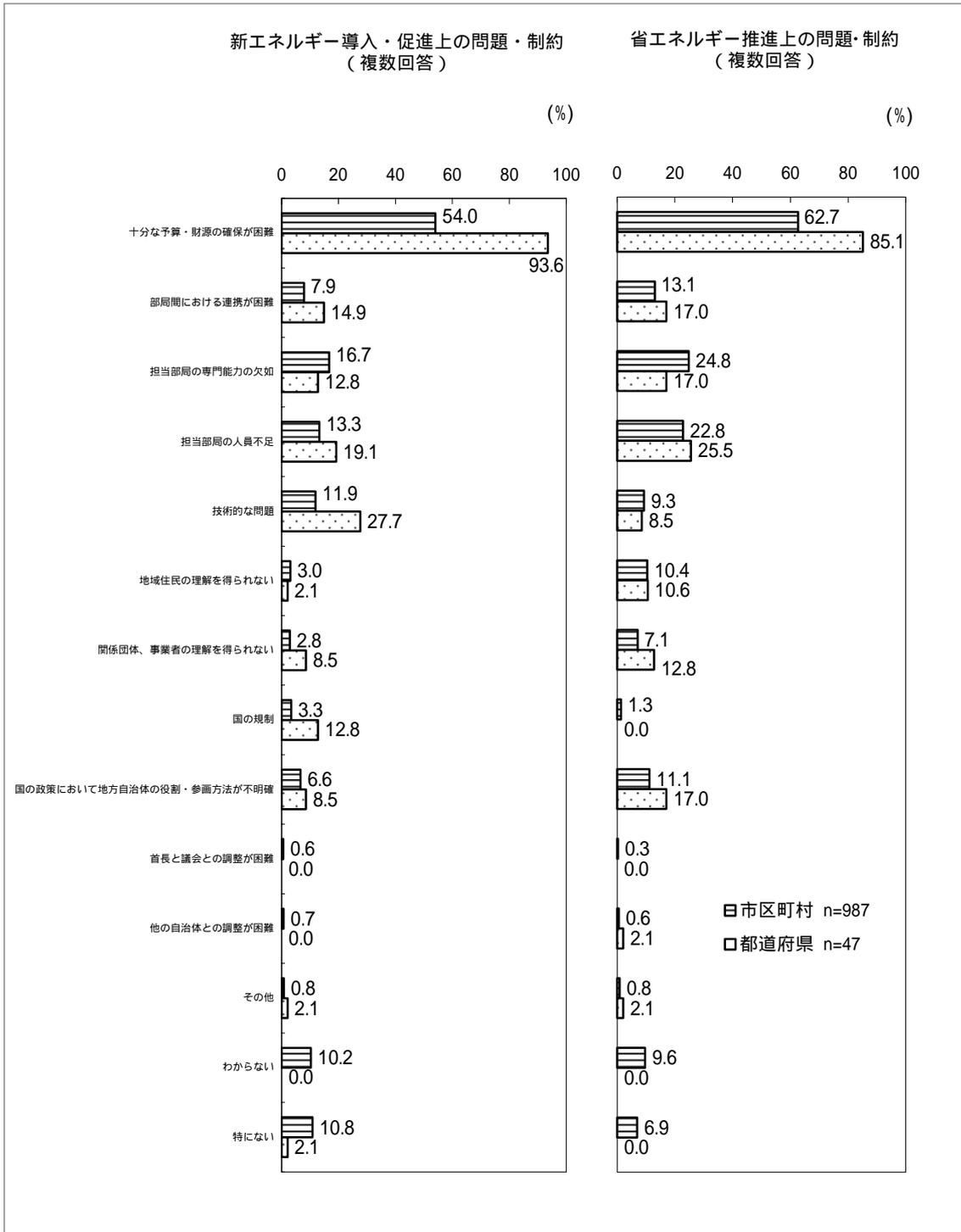


運輸部門で積極的に取り組んでいる省エネルギー施策については、都道府県では「車のアイドリング・ストップ推進」「バス、鉄道等公共交通機関の利用推進」「ハイブリッド車等燃費の優れた自動車の普及」が多く、市区町村では「車のアイドリング・ストップ推進」「ハイブリッド車等燃費の優れた自動車の普及」「ノーマイカーデーの推進」が多いが、「特にない」も大きな割合を占める。



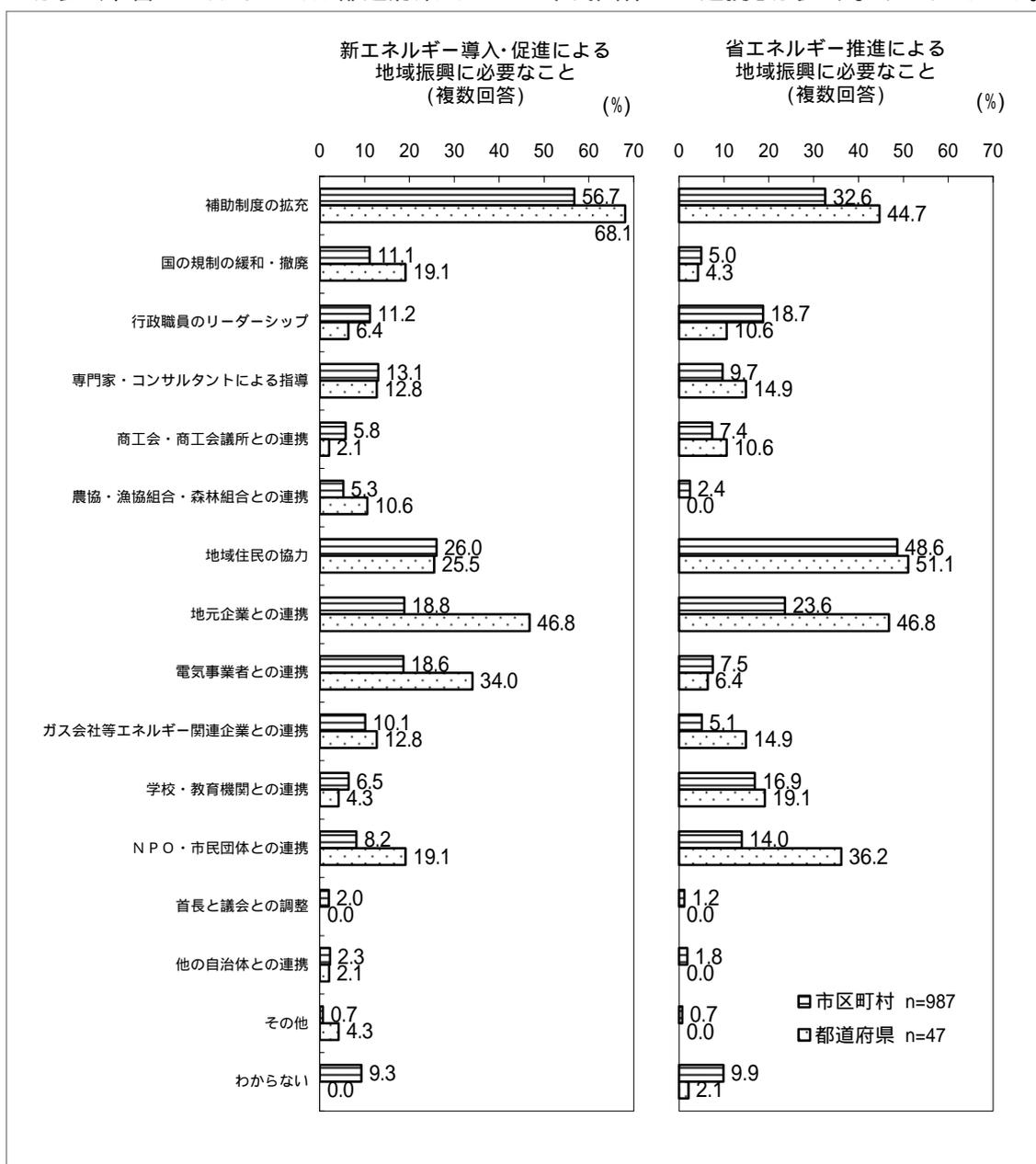
新エネルギー・省エネルギーを進めていく上での問題は、主に「予算・財源の確保」である

推進上の問題点として、新エネルギー・省エネルギーともに、都道府県・市区町村の過半数以上から「十分な予算・財源の確保が困難」との回答があった。その他、新エネルギーでは都道府県で「技術的な問題」が多く、省エネルギーでは都道府県・市区町村ともに「担当部局の専門能力の欠如」「担当部局の人員不足」「部局間における連携が困難」「国の政策において地方自治体の役割・参画方法が不明確」が多く挙げられている。



新エネルギー・省エネルギーを地域振興に結びつけていくには、「補助制度の拡充」に加えて「地域連携」を重視していく必要がある

新エネルギー・省エネルギーともに、都道府県・市区町村共通で、地域振興には主に「補助制度の拡充」「地域住民の協力」「地元企業との連携」が必要だとしている。「補助制度の拡充」は新エネルギーで過半数を占めるが、省エネルギーでは過半数を割り込んでおり、「地域住民の協力」は省エネルギーで過半数近いが、新エネルギーでは過半数に満たない。その他、新エネルギーでは都道府県で「電気事業者との連携」を挙げる回答が多く、省エネルギーでは都道府県で「NPO・市民団体との連携」が多く挙げられている。



・電源三法交付金制度の運用改善

電源三法交付金制度は、電源立地を計画的に推進する必要から、「電源開発促進税法」「電源開発促進対策特別会計法」「発電用施設周辺地域整備法」(いわゆる「電源三法」)に基づき、電力会社が販売電力に応じて納付する税金をもとに、発電所周辺の地方自治体に交付金が交付され、電源地域の振興等に役立てられるもので、昭和49年に制定された。平成15年10月に「電源立地促進対策交付金」「電源立地特別交付金」等の交付金を統合して「電源立地地域対策交付金」が創設され、旧交付金制度で充当可能な事業は原則すべての期間(立地可能性調査～運転終了)において実施可能になったほか、地場産業支援、福祉サービスや人材育成等の地域活性化事業(ソフト事業)が交付対象事業として加えられた。また、「電源立地地域対策交付金」が対象としているメニューの範囲内であれば、別の財源により整備された施設の維持運営についても活用できるようになった。地域の実情に応じて描かれる多様な地域活性化策に対して充当が可能になる制度である。

アンケート結果からは、電源三法交付金は、地域振興のために、主に道路建設や教育文化施設建設に利用されるほか、観光資源開発・イベントや地場産業振興にも活用されていることがわかる。また、交付金を受けたことがある多くの自治体が交付金の増額だけでなく、現行制度以上にさらなる用途の自由度(使用範囲)の拡大を望んでいる。

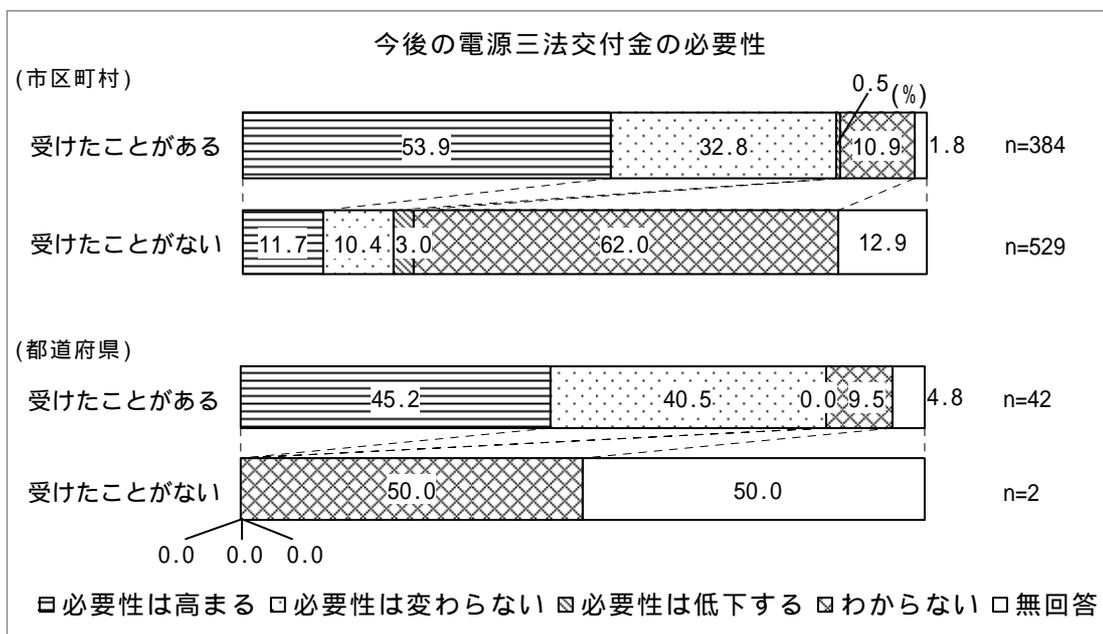
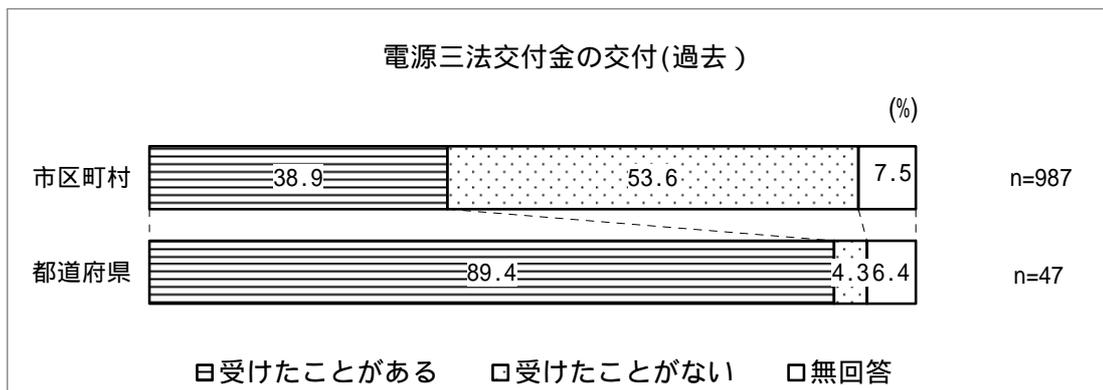
電源三法交付金の問題点や国への要望についての自由記述にも、「メニュー等を拡大しても現状の交付金制度には制約がつかまとうため、一般財源化等を含め、より柔軟な制度運用が出来るよう検討して頂きたい」「電源特会自体のあり方を見直すことが必要」「使用用途の拡大を要望する」「事業申請等の事務の簡素化を行って欲しい」「交付決定の時期が遅い」「国から直接、市町村に交付して欲しい」という内容の意見が多く見られる。特に、「一般財源化(交付税化)」については、複数の自治体が要望している。

電源三法交付金による地域振興には、上記のような運用の円滑化以外に、「地域住民の協力」「地元企業との連携」等、地元との連携が必要であることが挙げられている。また、交付金以外の発電所等立地によるメリットは、「固定資産税収入」「地元住民の雇用拡大」である。

調査したアンケート結果の重要部分についてまとめると以下の通りとなる。

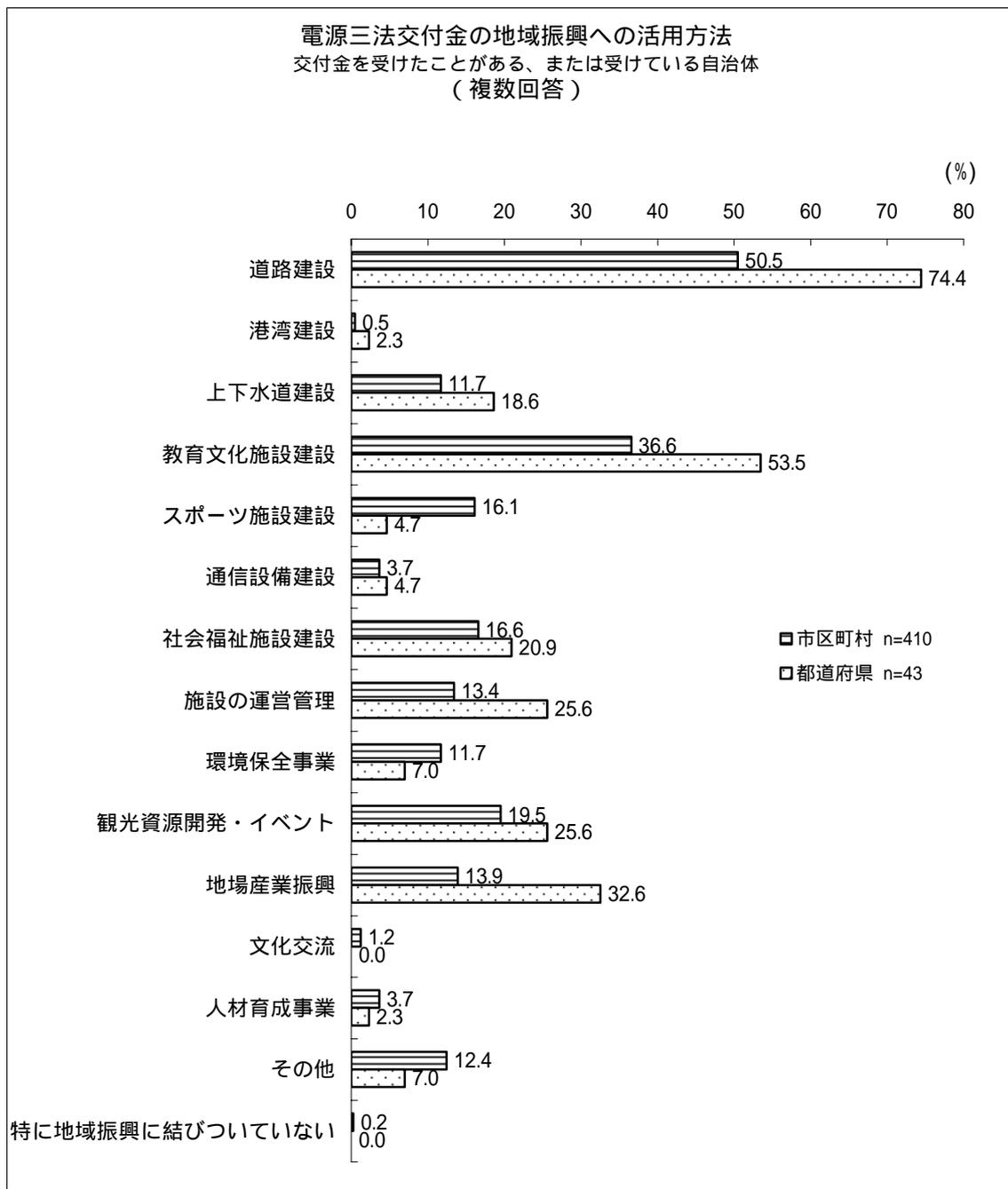
電源三法交付金を過去に受けたことがある自治体では、「電源三法交付金の今後の必要性は高まる」との判断であるが、受けたことがない自治体との間には温度差がある

今後の電源三法交付金の必要性について、過去に交付金を受けたことがある自治体では、「必要性は高まる」という判断が、都道府県で 45.2%、市区町村で 53.9%であるのに対して、交付金を受けたことがない市区町村では 11.7%であり、「わからない」が 62.0%を占める。

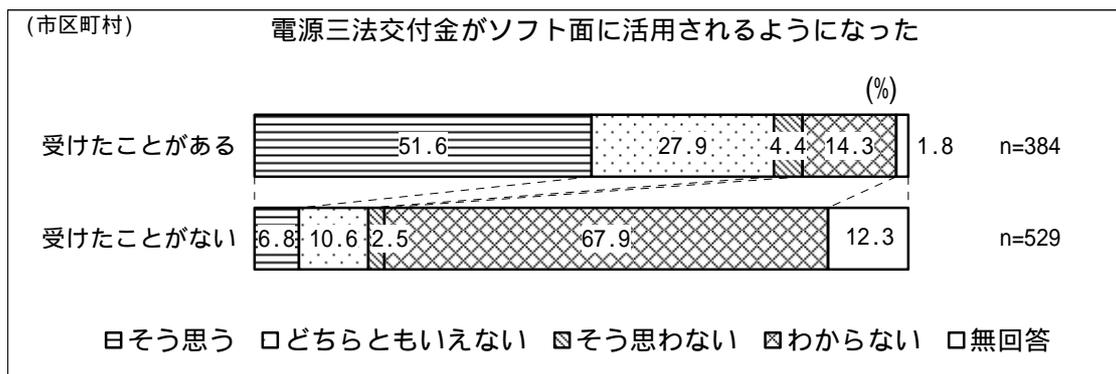


電源三法交付金の地域振興への活用は、主に「道路建設」「教育文化施設建設」である

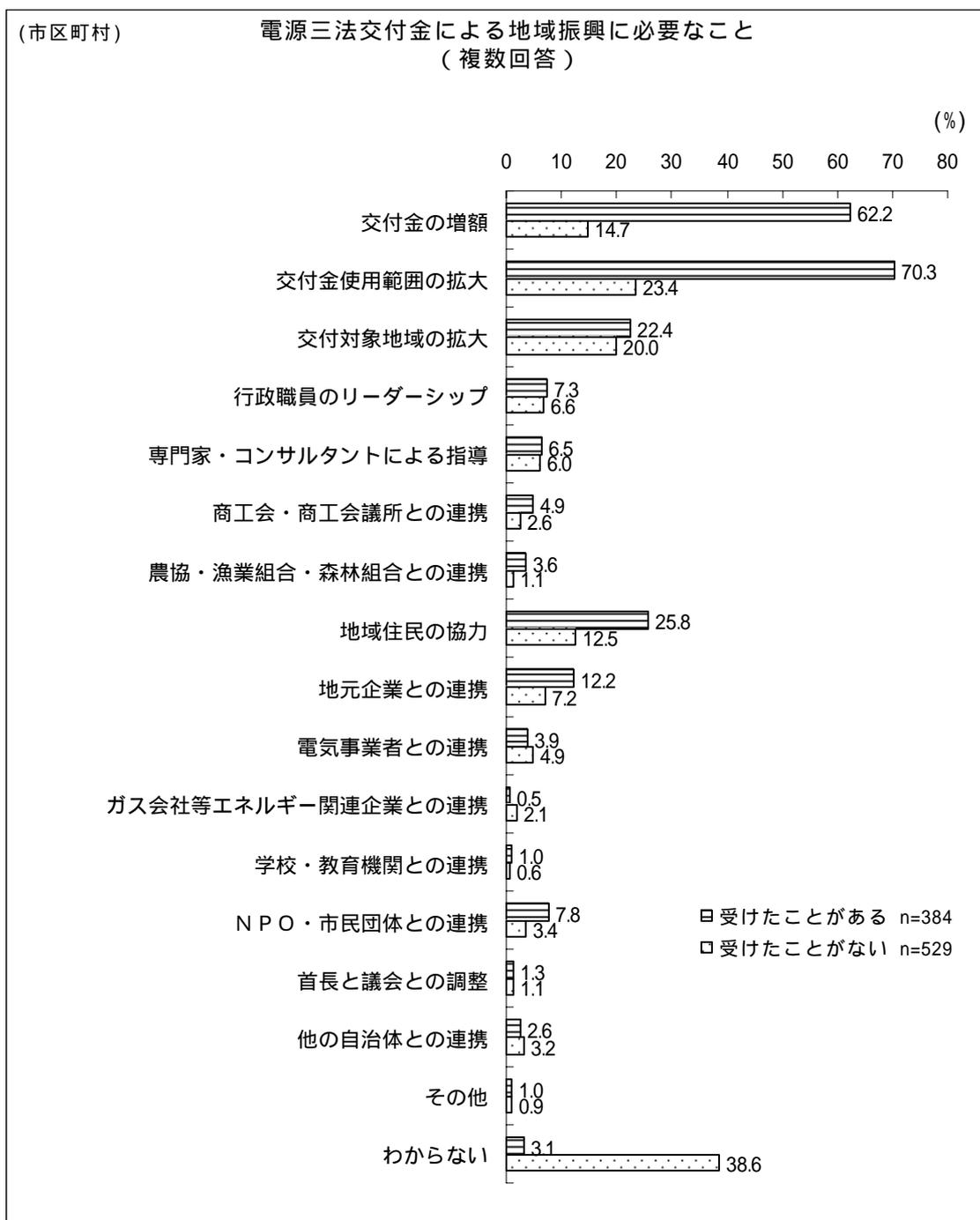
電源三法交付金を過去に受けたことがある、または現在受けている自治体では、都道府県・市区町村ともに、電源三法交付金の地域振興への活用について、主に「道路建設」「教育文化施設建設」「社会福祉施設建設」に利用していると回答している。また、「施設の運営管理」「観光資源開発・イベント」「地場産業振興」等、地域活性化事業（ソフト事業）の用途にも、使途の範囲は拡大されている。



交付金を受けたことがある市区町村では、約半数がソフト面で活用されるようになったと評価
 過去に電源三法交付金を受けたことがある市区町村では、51.6%が「地場産業振興や
 観光資源開発等のソフト面に活用されるようになった」と評価している。しかし、「どち
 らともいえない」も 27.9%を占める。また、交付金を受けたことがない市区町村では、
 「活用されるようになった」という自治体は 6.8%である一方、67.9%が「わからない」
 と回答しており、ソフト面で活用されるようになったことが認識されているとは言えな
 い。

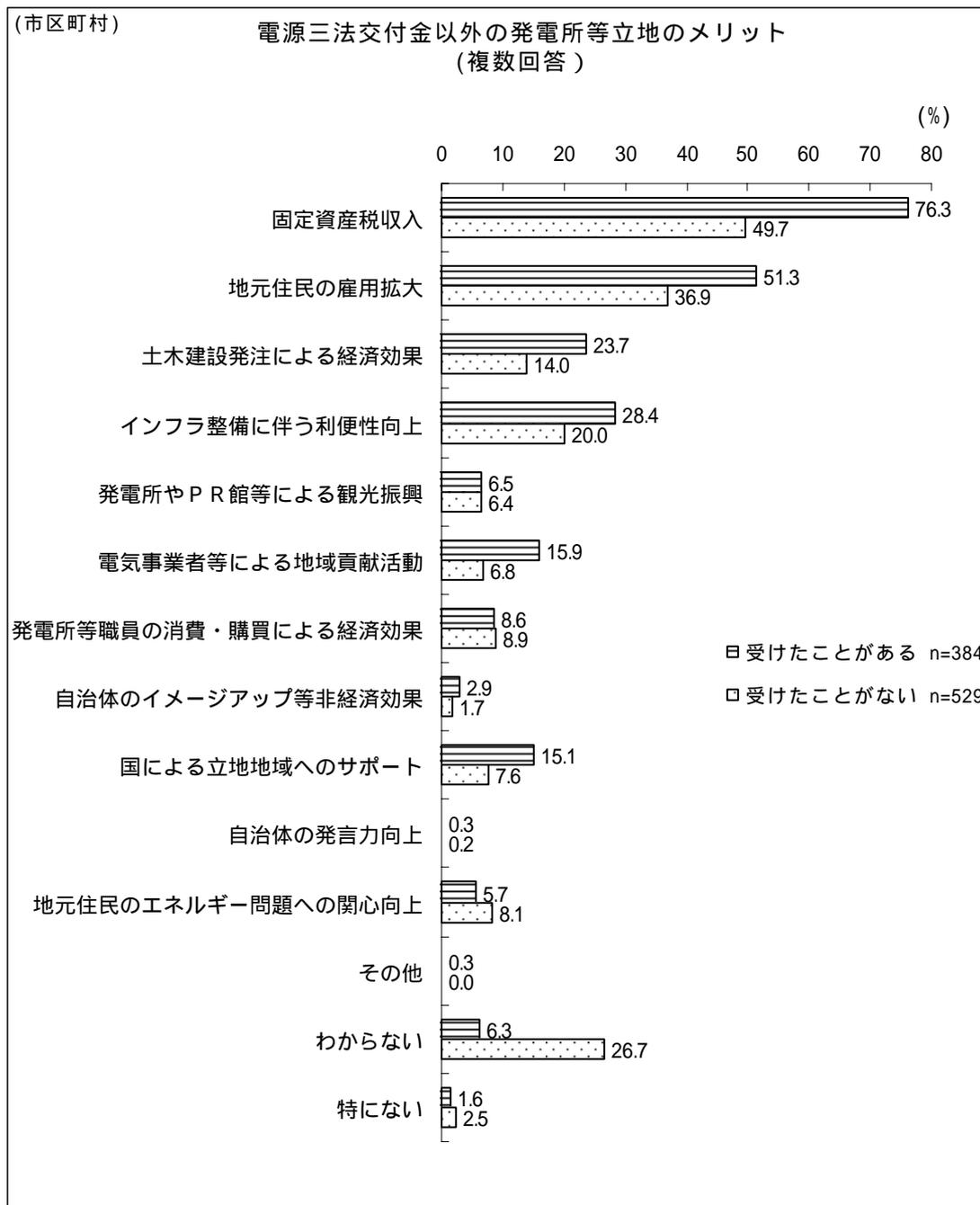


電源三法交付金による地域振興には、「交付金の運用円滑化」と「地元との連携」が必要
 過去に電源三法交付金を受けたことがある市区町村では、「交付金使用範囲の拡大」「交付金の増額」「交付対象地域の拡大」等、交付金の運用円滑化を強く求めている。また、「地域住民の協力」「地元企業との連携」等、地元との連携が必要であることも指摘している。一方、交付を受けたことがない市区町村では、「わからない」が圧倒的に多い。



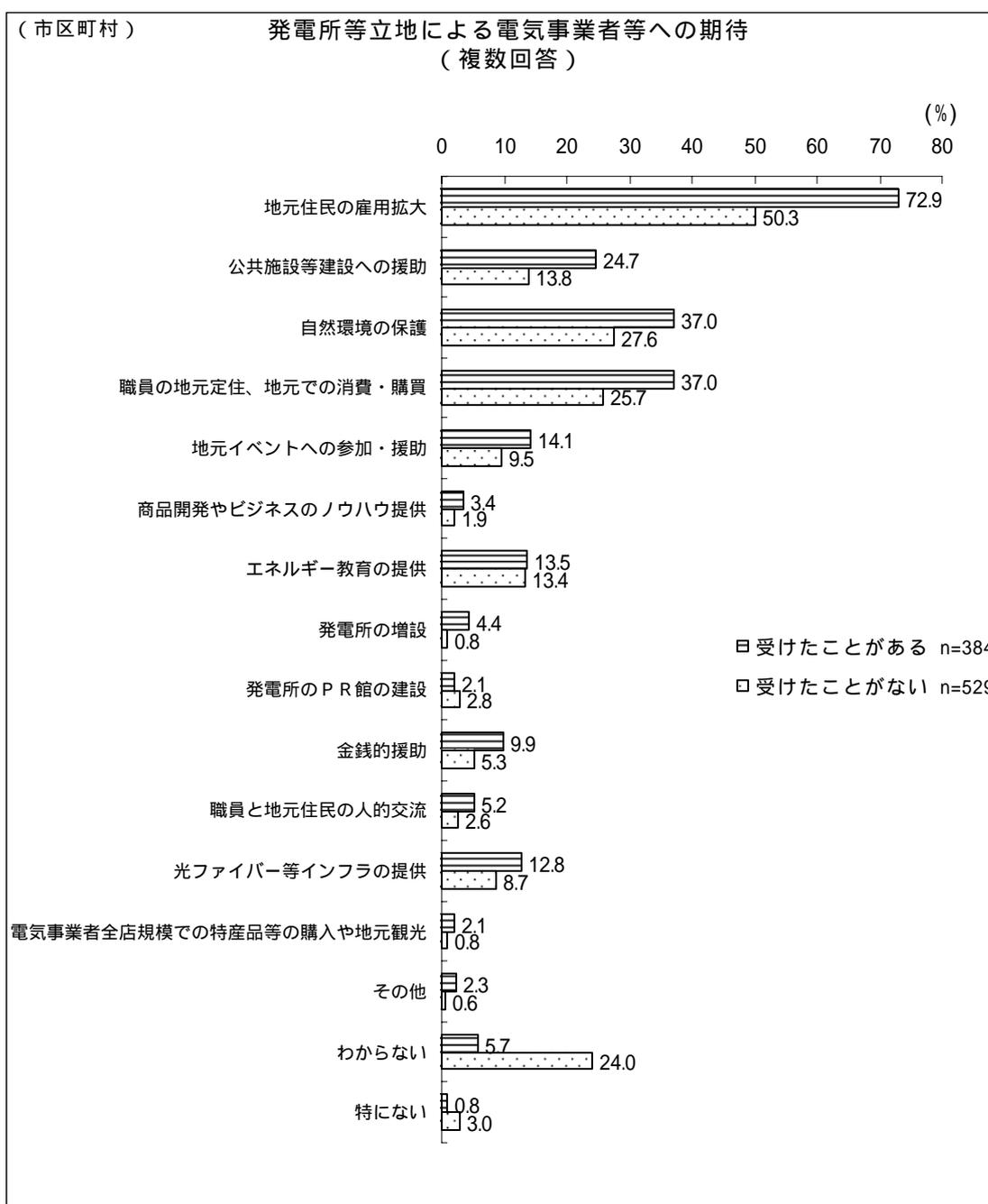
発電所等の立地による電源三法交付金以外のメリットは、主に「固定資産税収入」と「地元住民の雇用拡大」である

過去に電源三法交付金を受けたことがある市区町村にとって、大型発電所、核燃料サイクル関連施設等の立地による交付金以外のメリットは、主に「固定資産税収入」「地元住民の雇用拡大」「インフラ整備に伴う利便性向上」「土木建設発注による経済効果」となっている。



電源立地市区町村が電気事業者等に期待していることは、「地元住民の雇用拡大」「自然環境の保護」「職員の地元定住、地元での消費・購買」である

過去に電源三法交付金を受けたことがある市区町村では、電気事業者等に対し、「地元住民の雇用拡大」「職員の地元定住、地元での消費・購買」「地元イベントへの参加・援助」等、経済的貢献を特に期待している。また、「自然環境の保護」「エネルギー教育の提供」「光ファイバー等インフラの提供」等、電気事業者のもつ専門性・資産を活かした地域貢献も期待している。



・原子力広報活動の推進

原子力発電は、地球温暖化対策とわが国のエネルギー安定供給に貢献しており、「エネルギー基本計画」では、原子力発電について、「安全確保を大前提として、今後とも基幹電源と位置付け引き続き推進する」と明記されている。また、平成 17 年 10 月閣議決定された『原子力政策大綱』では、「原子力発電とそれに必要な核燃料サイクル事業を長期にわたって着実に推進していくことに取り組むことを期待する」と記されている。

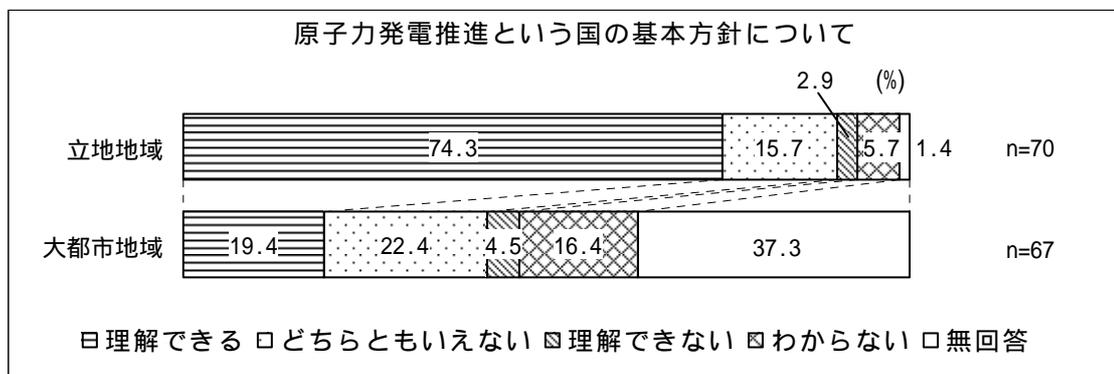
アンケート結果から見ると、「エネルギー基本計画」に掲げられている国の「原子力発電推進」「核燃料サイクル推進」という基本方針に対する理解や「国や電気事業者によるトラブルや事故の情報公開」「国や電気事業者による防災対策」に対する評価について、立地地域では肯定的な回答が多く、大都市地域では「わからない」や「無回答」が多い傾向がある。しかし、「原子力政策に関する有効な理解促進策」については、立地地域・大都市地域ともに、「国による広聴・広報活動の充実」と「マスコミによる正確な情報提供」に期待していることがうかがわれる。

また、電源立地地域と電力消費地の交流活動（「産消交流活動」）については、立地地域の 6 割以上で、今後の必要性を評価している。これに対して大都市地域では、今後の必要性を認めているのは 3 割程度にとどまるだけでなく、「わからない」「無回答」を合わせて 5 割を超え、立地地域との意識のギャップが浮き彫りになった。

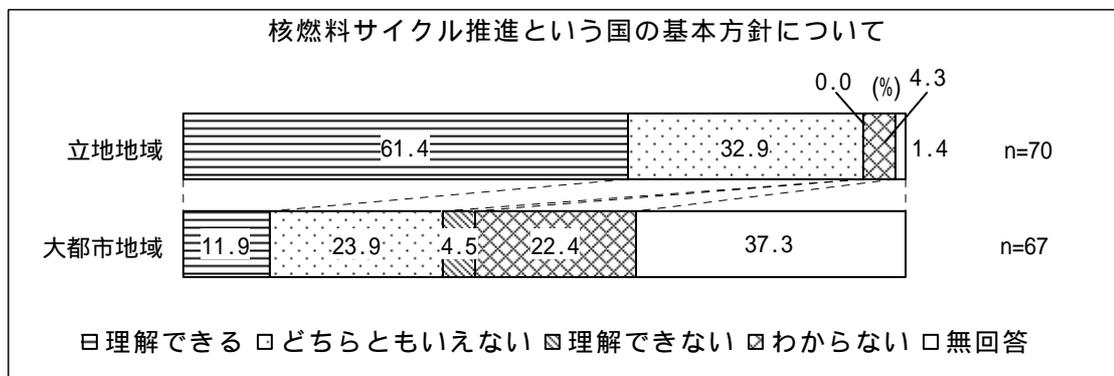
自由記述では、「特に原子力発電は今後広範囲に求められるべき政策と思っています。活用に当り絶対的安全性が求められる内容であり、国民に理解が必要です。管理を透明化し、事故が発生しない対策に万全を期するべきである」「原子力政策を進めるにあたって、安全性の確保は大前提であり、国、電気事業者においては、広く国民に情報を供給し、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払っていただきたい」という意見が見られる。また、「脱原発による新エネルギーへの転換が必要」という指摘もある。

調査したアンケート結果の重要部分についてまとめると以下の通りとなる。

原子力推進という国の基本方針の理解について、立地地域と大都市地域とで違う傾向がある
 原子力発電の推進という国の基本方針について理解を示している割合は、立地地域で74.3%と高いのに対して、大都市地域では19.4%と低くなっており、「わからない」が16.4%、「無回答」が37.3%を占める。

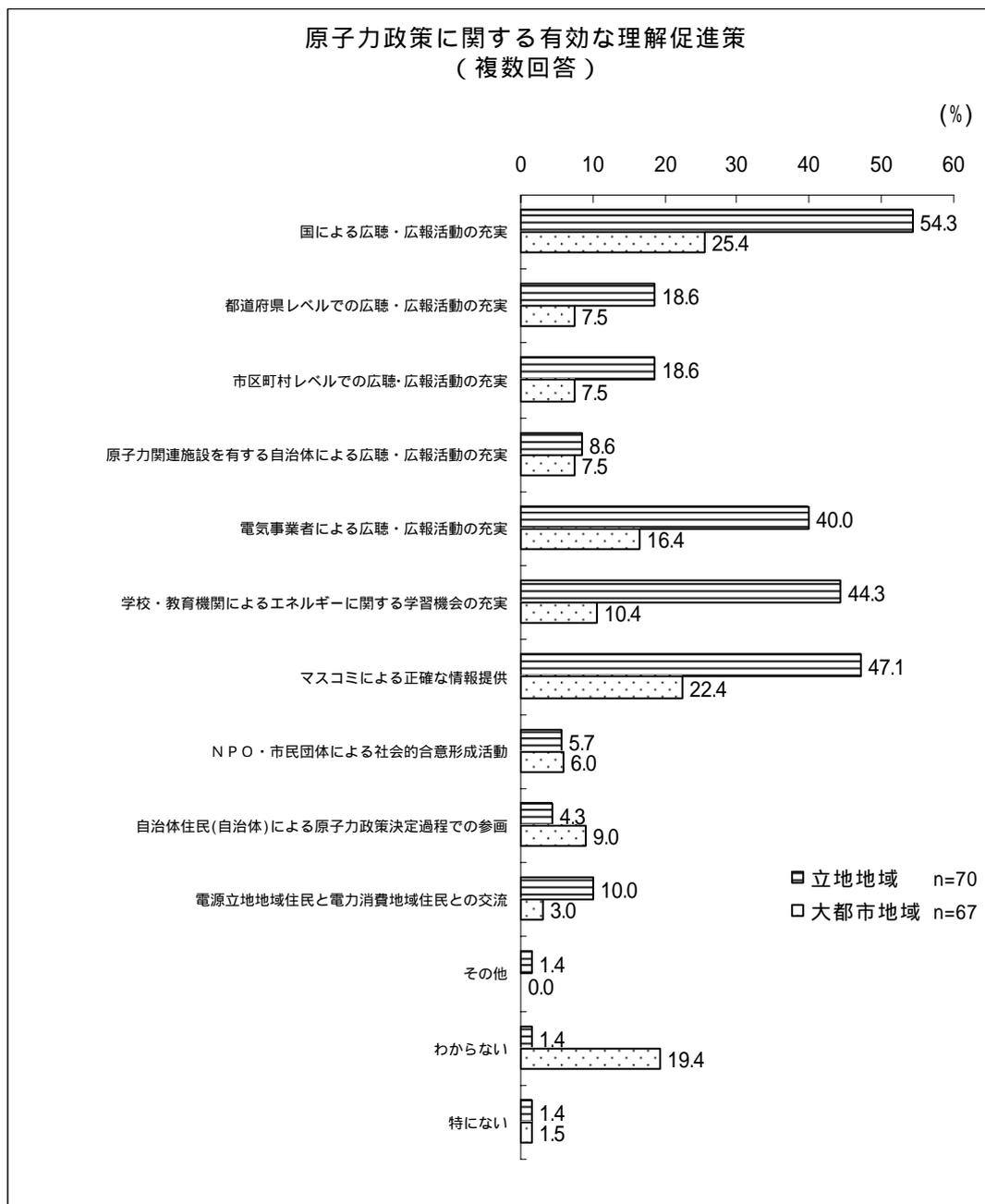


核燃料サイクル推進への理解度について、立地地域では61.4%、大都市地域では11.9%
 で、両者の割合にはほぼ6倍の違いがある。また、大都市地域では「わからない」が22.4%、
 「無回答」が37.3%を占める。



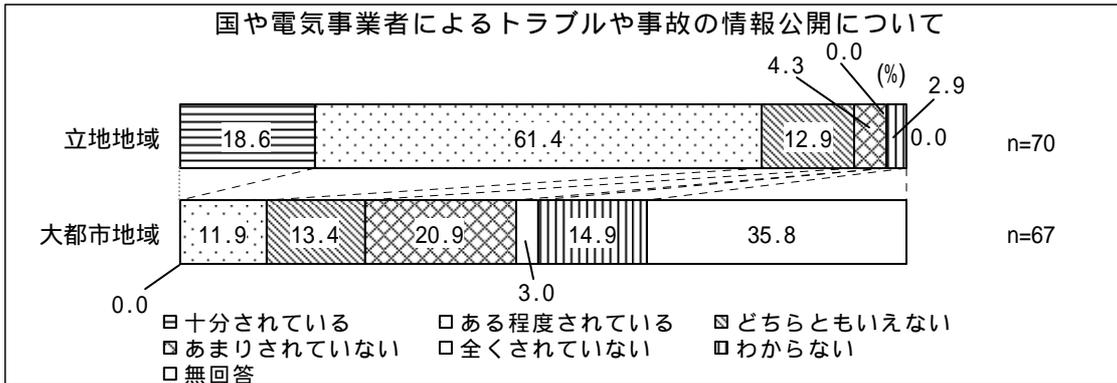
原子力政策への理解を深めていくには、「国による広聴・広報活動の充実」「マスコミによる正確な情報提供」が有効である

自治体住民に対する原子力政策についての有効な理解促進策として、大都市地域では「国による広聴・広報活動の充実」「マスコミによる正確な情報提供」が主に挙げられているが、立地地域と比較すると、どの項目も割合が小さく「わからない」が多くなっている。一方、立地地域では「国による広聴・広報活動の充実」「マスコミによる正確な情報提供」以外にも、「学校・教育機関によるエネルギーに関する学習機会の充実」「電気事業者による広聴・広報活動の充実」が多く挙げられている。

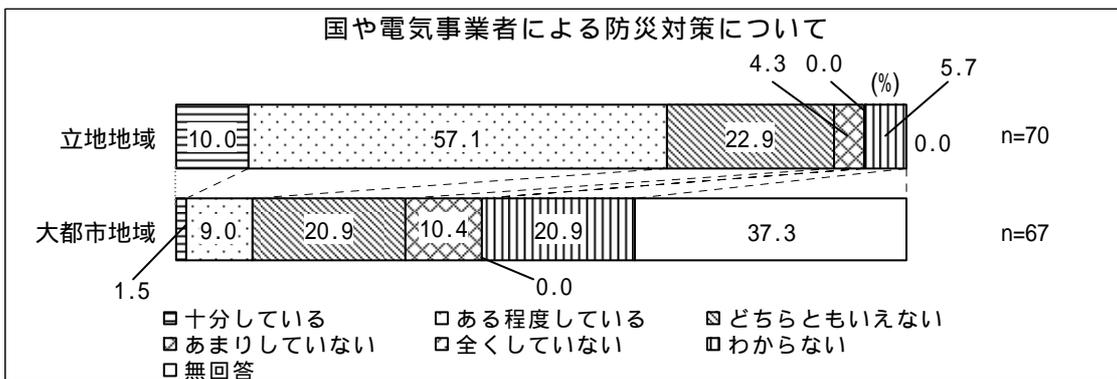


情報公開・防災対策の評価について、立地地域と大都市地域とで評価に違う傾向がある

「国や電気事業者によるトラブルや事故の情報公開」について、立地地域では、国や電気事業者から情報公開が「十分されている」「ある程度されている」という評価を合わせて 80.0%と、大部分が肯定的に評価しているが、大都市地域では肯定的な評価の割合が低く 11.9%にとどまり、「わからない」が 14.9%、「無回答」が 35.8%を占める。

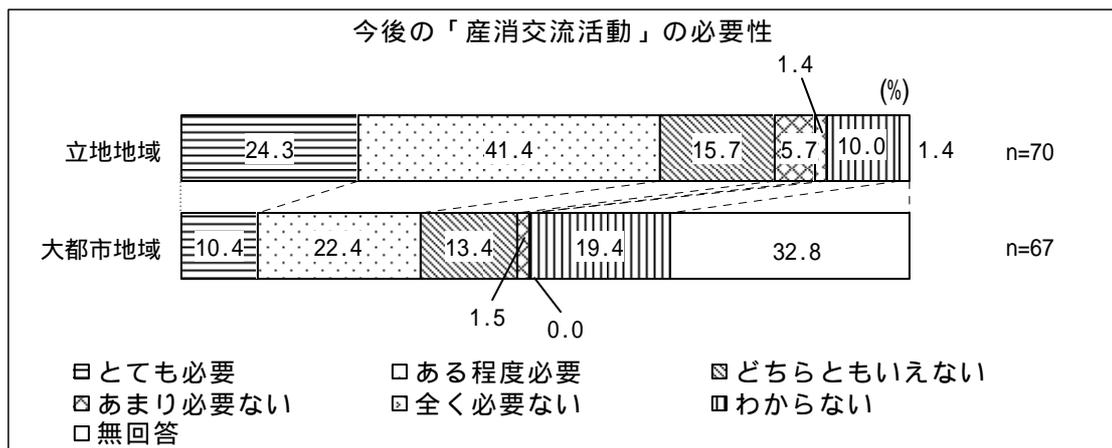


「国や電気事業者による防災対策」についても同様の結果になっており、立地地域では、国や電気事業者が対応を「十分している」「ある程度している」という評価を合わせて 67.1%、大都市地域では 10.5%と、評価の傾向に違いが見られる。また、大都市地域では「わからない」が 20.9%、「無回答」が 37.3%にのぼる。

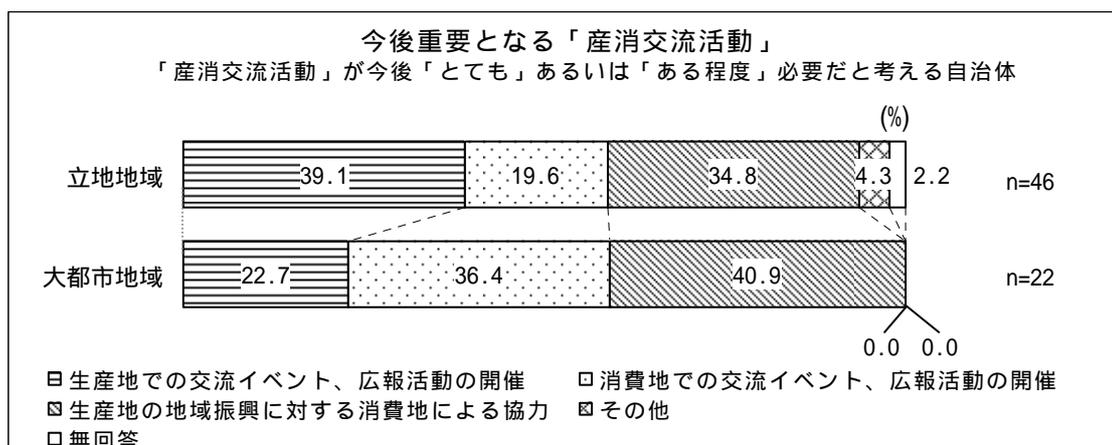


電源立地地域と電力消費地の「産消交流活動」については、立地地域で、より一層の活性化を求めている

今後の「産消交流活動」の必要性について立地地域と大都市地域を比較すると、立地地域で「とても必要」「ある程度必要」を合わせて65.7%の割合を占めるのに対し、大都市地域では32.8%にとどまっており、両者の間には大きな意識の違いが認められる。また、大都市地域では「わからない」が19.4%、「無回答」が32.8%を占める。



今後必要となる「産消交流活動」については、今後の必要性を認める自治体の中で、立地地域では「生産地での交流イベント、広報活動の開催（スポーツ交流、発電所見学会等）」、「生産地の地域振興に対する消費地による協力（研修、特産品販売ルート開拓等）」、大都市地域では「生産地の地域振興に対する消費地による協力（研修、特産品販売ルート開拓等）」、「消費地での交流イベント、広報活動の開催（特産品即売会、シンポジウム等）」が多く挙げられており、両者のニーズが異なることがわかる。



・今後の課題

アンケート調査分析結果から得られた課題として、～ のアンケート調査結果を 8 項目に要約したものであり、「5 項目の提言」を作成するにあたり、対応策や実効性ある政策を記述するための基礎としている。

<自治体のエネルギー政策推進上の課題>

1. 「エネルギー基本計画」の内容について、地方自治体、特に市区町村の認知度が低い。

国は、地方自治体との相互コミュニケーションを通じて「エネルギー基本計画」の認知度の向上に努めることが望まれる。地方自治体は、「エネルギー基本計画」を踏まえ、「フォーラム・勉強会」「エネルギー教育」を通じ、地域住民と共にエネルギー問題を考えていくことが必要である。

「エネルギー基本計画」は、平成 14 年 6 月に制定された「エネルギー政策基本法」で明らかにされた国のエネルギー政策の基本方針（「安定供給の確保」「環境への適合」及びこれらを十分に考慮した上での「市場原理の活用」）を具体化するものであり、その推進のための地方自治体の役割も明記されているもので、この内容を理解し実践することは、地方自治体にとって非常に重要なことである。しかし実際には、「基本計画」の内容について、地方自治体、特に市区町村の認知度が低いことが判明した。

したがって、国はまず、勉強会や意見交換会のような、自治体との相互コミュニケーションの機会を設け、「基本計画」の内容の理解促進を図るべきである。これを通じて、自治体からの地域住民への働きかけが可能となる。

同時に、地方自治体は「新エネルギー・省エネルギー・原子力の位置付け」「日本のエネルギー事情、脆弱性」等、地域住民に対するエネルギー問題の理解促進に有効な啓発・広報活動を実施していく必要がある。そのためには、地域の企業、教育機関、NPO、地域住民と一緒にエネルギー問題を考える土壌を作っていくことが望まれる。

2. 「エネルギー問題への取り組み」は、地方自治体が「特に力を入れている施策」になっていない。

地方自治体は、エネルギー問題を「産消交流活動」の視点から、力を入れている「観光振興」「地場産業の育成」等の施策に関連させて、地域にふさわしい形で展開させていく工夫が必要である。

地方自治体が「特に力を入れている施策」は、都道府県・市区町村ともに「福祉の推進」「観光振興」「地場産業の育成」であり、「エネルギー問題への取り組み」は重視されていないことが判明した。

しかし、電源立地地域では、水力・火力・原子力等の発電所やその PR 館、風力発電の風車等エネルギー関連施設が、地域の観光資源となりうる。また、エネルギー関連施設の見学会に結びつけ、スポーツ交流、田舎暮らし体験、エコツアーリズム、温泉・グルメツアー等の企画をすることで、「産消交流活動」は、エネルギー問題の理解活動としてだけでなく、大都市から観光客を呼ぶチャンスとなり、有効な地域振興に結びつく可能性がある。

そのためには、地方自治体は、従来からの国等による「産消交流活動」の企画に依存するだけでなく、観光客のニーズにも耳を傾けるとともに、地域の企業、教育機関、NPO、住民のネットワークを活かした独自の観光プログラムを開発し、地域振興に活用していく工夫を行うべきである。

また、自由記述では「原子力関連施設等が保有する知的財産を活用し、地域振興を図るべく取り組んでいる」という自治体も見られたが、エネルギー関連施設は、単に観光資源となるだけでなく、その技術力やビジネスのノウハウを地域の財産と考え地域振興に活用することで、自治体にとってメリットとなると考えられる。

<新エネルギー・省エネルギー施策の地域密着型開発・活用>

3. 新エネルギー・省エネルギー施策を作成していない自治体が多い。

新エネルギーは、自然環境や地形等に依存するところが多いので、推進のためには、地域の創意工夫を活かした取り組みが求められる。また、成功事例・失敗事例の自治体間での水平展開も望まれる。

省エネルギーについては、住民のライフスタイル面での意識改革をより一層進めるとともに、「省エネラベリング制度」「トップランナー省エネ機器」等の認知向上を図ることが必要である。

新エネルギー・省エネルギーに関して、ビジョンやプランのような政策を作成していない自治体が、特に市区町村でかなり多かった。また、新エネルギーの実現可能性は自然環境や地形等の地域性に依存する面が多いはずであるが、地方自治体で取り組んでいる施策は、「太陽光発電」「バイオマス発電・熱利用等」「風力発電」「クリーンエネルギー自動車」等に集中する傾向が見られた。

地方自治体は、今後、他の自治体の施策を踏襲するだけでなく、地域特性を考慮し、きめ細かい導入施策を作成・実行していくことが望まれる。また、その成功事例を自治体間で水平展開できるよう、成功事例の情報交換や広報活動をすることで、似たような地域特性を持つ自治体での新エネルギーの導入・促進が進むと考えられる。一方、事業性の低さ、技術力・ノウハウ不足から、自治体自らが事業として取り組んだもので失敗した事例も数多く見られる。このため、失敗事例についても考察を行ない、自治体（地域）が主体となり取り組む場合でも、事業として自立でき、持続可能であるか見極めることができるような事業評価の仕組みづくりもあわせて検討する必要がある。

一方、省エネルギーは、かなりの部分地域を通じて普遍性共通性があり、住民のライフスタイル面での意識改革が全国的に必要である。また、都道府県では「省エネラベリング制度等消費者への情報提供」や「トップランナー省エネ機器の普及」について、ある程度積極的に取り組まれていたが、これらの制度について、より住民に近い市区町村でも認知を高めるための広報活動を行うことで、さらに実効のある省エネ活動が期待できる。

4. 新エネルギー・省エネルギーを進める上での制約は、十分な予算・財源の確保が困難で、技術的な問題があり、組織体制が脆弱なことである。

地方自治体は、地域特性に合った施策を策定し、限られた予算内で実効のある活動を行う工夫が必要である。そのためには、地域のエネルギー事業者、企業、教育機関、NPO、地域住民等との連携を深め、地域全体のエネルギー問題に対する意識向上も重視した活動を行うことが望まれる。

新エネルギー・省エネルギーに関する取り組みも、これまでの国主導型から地方自治体が主体になる施策に転換していくべきであるが、アンケート結果からは、「十分な予算・財源の確保が困難」という意見が多いほか、「技術的な問題」や、「担当部局の専門能力の欠如、人員不足、連携困難」等の組織体制の脆弱さが問題として挙げられている。

これらに対応するためには、地方自治体内部の協力体制を強めるだけでなく、自治体不足している新エネルギー・省エネルギーに関するノウハウを持つ、地域のエネルギー事業者、企業、教育機関、NPO、住民等との連携を積極的に進め、地域全体のエネルギー問題に対する意識向上を図る必要がある。

< 電源三法交付金制度の運用改善 >

5. 電源三法交付金の今後の必要性は、交付されている自治体とされていない自治体とで、評価に違いがある。

国は、電源三法交付金の本来の在り方を検討し、電源立地地域以外の自治体にも、その必要性が理解される制度を確立するとともに、電源立地地域の電力安定供給への功績や、その地域振興のために交付金がいかに必要であるかということについての広報を行うことが必要である。

各電源地域で電源三法交付金は高く評価されており、運用上の改善を伴いながら今後も維持されるべきものと考えられる。調査結果でも、交付金を受けている多くの自治体が電源三法交付金制度の有効性および今後の必要性を認めている。

今後、国が進める地方交付税制度、補助金制度と密接に関連しながら、「地域振興に結びつけるための制度・運用改正を実施して、発電所の産業連関的波及効果や地域産業の多様化に結びつく計画をいかに策定していくか」「大都市等消費地域の自治体の企画による産消交流活動にも交付金の運用を可能にし、電源地域以外の関心や納得を得ていく」という問題を考えていく必要がある。運用方法・交付金の利用に関する評価を定めるための評価システムの確立も、交付金の有効活用に結びつくと考えられる。

現行の電源三法交付金制度を認めた上で、電源立地地域以外の地域を含めた全国的な理解を得た制度となるよう議論を深めることが必要である。その際、中長期視点からグローバルスタンダードに照らした交付金制度の見直しの研究も課題の一つである。

6. 電源三法交付金はソフト事業にも利用されつつあるが、対象事業・対象地域・対象電源・手続き等、まだ自治体のニーズに合っておらず、効果的な運用を図ることが難しい。

国は、より柔軟な制度運用が出来るよう、地方自治体からのヒアリングでニーズを把握し、使途・対象事業の拡大や事務手続きの簡素化など、可能な限り運用の見直しを図ることで、交付金がより効果的に地域振興に活用されると考えられる。また、平成 15 年の交付金の統合で新たに加えられたソフト事業のような対象事業について、地方自治体の認知を高める活動も必要である。

電源三法交付金を効果的に運用するために、一層の対象事業の拡大、交付決定の早期化、事務手続きの簡素化等、地方自治体のニーズに沿った運用の見直しが要望されている。また、特に原子力発電について、隣接地域への交付についての配慮も望まれている。交付が原子力発電に偏るという意見も見られ、今後、風力発電など新エネルギー施設等も対象電源に加えるなどの運用の弾力化も検討課題となる可能性がある。

一方、実際には自治体のニーズに沿って使途等が改善されてきているにも拘わらず、それが自治体に把握されていないケースも見られる。国は、定期的なヒアリング・意見交換会など自治体との相互コミュニケーションの場を設け自治体のニーズを聞くとともに、折角改善された制度については積極的に PR することも必要である。

なお、電源三法交付金を地域振興により活用しやすくするために、「自治体にとっての一般財源化（交付税化）」を求める自治体が多い。税源の問題とともに、電源三法交付金の本来の意義について広く議論をしていくスタンスが必要である。

< 原子力広報活動の推進 >

7. 原子力推進への理解、トラブル・事故の情報公開、防災対策等について、原子力の立地地域では肯定的に、大都市地域では無回答・わからないと評価されている。

国は、原子力推進という政策の理解促進のために、立地地域のみならず、電力消費地である大都市地域でも、わかりやすい原子力広報に力を入れるべきである。そのためには、特に若年層向けの学校教育の中で、日本のエネルギーの脆弱性、地球温暖化防止の必要性や、放射線の民生利用について等、事実を正しく伝えていくことの効果が期待される。

原子力発電が社会に認知されるためには、住民にその必要性や、科学的な原理・しくみ、また発電所の管理運営体制等が正しく理解される必要がある。大都市地域では、地域住民が身近で原子力について見聞きする機会が少ないため、いったんトラブルが起こるとマスコミ情報以外に事実の判断材料がないという状況にある。国は、立地地域で有効な対策として挙げられている学校教育等を通じて、大都市地域でも、エネルギー・環境問題という広い文脈の中での原子力の役割や、放射線についての科学的知識等の普及を積極的に行っていくことが望まれる。

8. 「産消交流活動」のニーズは、立地地域で高いが、大都市地域では認識されていない。

国は、原子力推進という政策の理解促進のために、立地地域のみならず、電力消費地である大都市地域でも、「産消交流活動」を活性化し、立地地域と大都市地域の意識のギャップを埋める取り組みをしていく必要がある。

日頃原子力発電について情報の少ない大都市地域において、「産消交流活動」を通じて電力生産地についての理解を深めていくのは意味があることであり、同時にそれは、立地地域から望まれていることでもある。

また、「産消交流活動」の重要性を感じている立地地域が、国による支援に依存するだけでなく自立して活動を行うために、地域活性化事業（ソフト事業）として電源三法交付金を有効活用できるよう、成功事例のPRを行い、国がその情報交流を全国展開することが有効である。

多くの自治体が「観光振興」「地場産業の育成」を重要施策としている中で、「産消交流活動」は、それらの施策と関連させながら推進することで、エネルギーの啓発活動を超えて地域活性化のビジネスにもなる可能性を持っている。